

所得控除制度の再考

藤村直未

(本論文の目的と概要)

わが国では多額の累積債務を抱えている上、高齢化の進行により、社会保障費の拡大が確実であり、その財源をどのように調達するのかが課題となっている。さらに、歴史的円高や、欧州債務危機等による市場不安の影響を受け、わが国の財政の現状は、一層厳しさを増している。

充実した社会保障制度を維持し、直面する様々な政策課題を克服するには、それを支える安定財源が不可欠である。所得税は、財源調達に基幹的な役割を担うとともに、所得再分配機能においても重要な役割を果たしている。しかしわが国の所得税は、累次の減税及び、各種控除の拡充が行われた結果、課税ベースが大幅に縮小し、税収確保の問題に加えて、所得税が本来果たすべき財源調達や所得再分配などの機能が低下している。そのため所得税の累進性を回復させる改革を行い、基幹税としての機能を取り戻す必要があると考えられる。

わが国では、およそ 15 年にわたって 5% に据え置かれてきた消費税の引き上げを巡り議論が過熱している。しかし所得税の税負担に歪みがあるままで、不本意な増税を行うことは近年深刻化している格差を拡大させる恐れがある。そのため各種税率の引き上げを行う前に、所得税を抜本的に改革することは、税制全体にとって極めて重要な課題だと考えた。

「平成 23 年度税制改正大綱」では、個人所得課税の所得再分配機能を回復するために「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ」という改革の方向性が示された。近年、人的控除の税額控除化は課税ベースを拡大しながら、限界税率の高い高所得者の負担を相対的に増やす一方、限界税率の低い低所得者ほど負担軽減効果を大きくし、所得再分配機能を強化することができるとして、特に関心を集めている。そのため、政府の打ち出した所得控除改革の方向性が、所得再分配に有効な手段であるのかを明らかにしたいと考えた。

そこで、本論文では、所得控除を巡る議論を整理し、基礎的人的控除と給与所得控除の見直しが納税者に対してどのような影響を与えるのかを、シミュレーションにより検討し、「所得再分配機能の回復」という観点から、望ましい所得控除制度のあり方を考察した。

(各章の概要)

第1章では、個人単位主義における、所得税の負担調整方法について整理し、その仕組みと社会政策的意図について検討した。その上で、わが国における、人的控除の税額控除化に対する議論を紹介した。

第2章では、まず、基礎的人的控除に焦点を絞り、その問題意識を明らかにした。次に、基礎的人的控除の今後の方向性を検討するために、5つの基礎控除改革案を用いて、これらの改革が納税額にどのような影響を与えるのかをシミュレーションによって試算した。その上で再分配効果の検討を行った。

第3章では、「所得再分配機能の回復」という目的を果たすためには、基礎的人的控除の改革だけでは不十分だという結果を踏まえて、給与所得控除の検討を行った。まず、他の控除と比較して過大であると指摘されている、給与所得控除の問題意識を明らかにした。次に、給与所得控除の改革案を用いて、これらの改革が納税額にどのような影響を与えるのかをシミュレーションによって試算した。最後に、第2章と第3章の結果を総括し、基礎的人的控除と給与所得控除の改革を同時に行うことによってもたらされる、再分配効果の検討を行った。

第4章では、わが国の税制の今後のあり方を検討するには、諸外国の制度を参考にすべきだと考え、カナダ、イギリス、オランダの制度について検討した。これらの国々は、わが国とは異なる所得税の負担調整方法を採用しているため、制度を参考にするにはふさわしいと考えた。

第5章では、今までの議論を踏まえて、「所得再分配機能の回復」を実現するのに望ましい所得控除のあり方を検討した。その結果、基礎的人的控除の税額控除化、給与所得控除の上乗せと上限設定という両控除の改革を組み合わせることにより、再分配効果を高め、支援を必要としている中低所得者層に対して税を配分することができることが分かった。

わが国の財政状態を考えると、財源を効果的に徴収し、再分配していくことが必要である。そのため、所得税の制度設計上、応能原則を優先させ、高所得者に結果的に有利になっている所得控除を見直し、移転型を視野に入れた税額控除への転換が求められると考える。また給与所得控除を他の所得とのバランス

を重視しながら改革することによって、所得税の再分配効果を高めることができるため、今後積極的に見直す必要があると考えられる。

内容

はじめに	6
第1章 所得税における負担調整	8
第1節 世帯構成と税負担のあり方	8
第2節 税負担の調整方法	9
1 所得控除	9
2 給付なし税額控除	10
3 税率表におけるゼロ税率適用所得	11
4 給付付き税額控除	13
第3節 人的控除の税額控除化について	17
第2章 基礎的人的控除の検討	20
第1節 基礎的人的控除の問題意識	20
第2節 配偶者控除制度	22
1 配偶者控除の概要と問題点	22
2 配偶者控除廃止が引き起こす問題と今後の課題	24
第3節 扶養控除制度	26
第4節 移転型基礎控除制度	28
1 移転型基礎控除制度の概要	28
2 移転型基礎控除制度の導入による効果	32
第5節 基礎的人的控除の改革が納税額に与える影響	34
1 基礎的人的控除改革案に基づくシミュレーション	34
2 基礎的人的控除改革による効果	35
第3章 給与所得控除の検討	39
第1節 給与所得控除の概要	39
第2節 給与所得控除の問題点とその見直し	41
第3節 給与所得控除の改革が納税額に与える影響	45
1 給与所得控除改革案に基づくシミュレーション	45
2 給与所得控除改革による効果	47
3 基礎的人的控除及び給与所得控除改革による再分配効果	50
第4章 諸外国における税制との比較	53

第1節	カナダの給付なし税額控除制度	53
第2節	イギリスの所得控除制度	57
1	基礎控除	57
2	配偶者控除	58
3	障害者控除	59
4	イギリスにおける税制上の家族の取り扱いについて	60
第3節	オランダの税額控除制度	61
第5章	所得再分配機能回復のための所得控除のあり方	64
第1節	基礎的人的控除の見直し	64
第2節	給与所得控除の見直し	68
おわりに	70
参考文献	72

はじめに

わが国では多額の累積債務を抱えている上、高齢化の進行により、社会保障費の拡大が確実であり、その財源をどのように調達するのが課題となっている。さらに、歴史的円高や、欧州債務危機等による市場不安の影響を受け、わが国の財政の現状は、一層厳しさを増している。

充実した社会保障制度を維持し、直面する様々な政策課題を克服するには、それを支える安定財源が不可欠である。所得税は、財源調達に基幹的な役割を担うとともに、所得再分配機能においても重要な役割を果たしている¹。しかしわが国の所得税は、累次の減税及び、各種控除の拡充が行われた結果、課税ベースが大幅に縮小し、税収確保の問題に加えて、所得税が本来果たすべき財源調達や所得再分配などの機能が低下している。そのため所得税の累進性を回復させる改革を行い、基幹税としての機能を取り戻す必要があると考えられる。

わが国では、およそ15年にわたって5%に据え置かれてきた消費税の引き上げを巡り議論が過熱している。しかし所得税の税負担に歪みがあるままで、不本意な増税を行うことは近年深刻化している格差を拡大させる恐れがある。そのため各種税率の引き上げを行う前に、所得税を抜本的に改革することは、税制全体にとってきわめて重要な課題だと考えた。

「平成23年度税制改正大綱」では、個人所得課税の所得再分配機能を回復するために「税率構造の見直しはもとより、高所得者に対しては結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらには、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ」²という改革の方向性が示された。近年、人的控除の税額控除化は課税ベースを拡大しながら、限界税率の高い高所得者の負担を相対的に増やす一方、限界税率の低い低所得者ほど負担軽減効果を大きくし、所得再分配機能を強化することができるとして、特に関心を集めている。政府の打ち出した所得控除改革の方向性が、所得再分配に有効な手段であるのかを明らかにしたいと考えた。

そこで、本論文では、所得控除を巡る議論を整理することによって、わが国

¹ 鳴島（2009）2 ページ参照。

² 税制調査会（2010）10 ページ参照。

における所得控除制度の問題状況を明らかにする。特に、基礎的人的控除と呼ばれる、基礎控除・配偶者控除・扶養控除と、控除が過大だと考えられている給与所得控除に着目し、これらの見直しが納税者に対してどのような影響を与えるのかを、シミュレーションを行って検証する。そして、その結果を踏まえて、所得控除改革による再分配効果を検討し、「所得再分配機能の回復」という観点から、望ましい所得控除制度のあり方を考察していきたい。

第1章 所得税における負担調整

第1節 世帯構成と税負担のあり方

わが国の個人所得税では、課税単位を「個人」とした上で、家族構成など個々の生活上の事情を納税者の担税力の減殺要因とみて、様々な人的控除を設定している³。人的控除とは、「納税者の行った支出等には関係なく、納税者に関する一定の事情に応じて法定された金額を控除する」⁴ものとされ、そのなかでも、基礎控除・配偶者控除・扶養控除の3つを合わせて基礎的人的控除と呼ばれている。基礎的人的控除は、人が最低限生活するのに必要な所得に課税すべきではないという社会政策的考慮からもうけられていると考えられている⁵。

税負担のあり方を考えるにあたって、その前提となるのが課税単位の選択である。課税単位とは、所得税の税額を算定するための人的単位のことを指し、課税単位の種類は個人を単位とする方式（個人単位主義）と消費を共通に行う個人の集団を単位とする方式（消費単位主義）とに大別される⁶。課税単位の選択は、社会的及び経済政策的な問題を含むため、様々な観点から、多くの国々で議論になっている。

わが国が採用している個人単位主義は、各種の控除を通じて個々の納税者が有する事情を斟酌することができ、所得を有する男女が結婚しても所得税額に変化が生じない「婚姻中立性」に優れているが、合計所得額の等しい夫婦が等しい税負担を負うという「夫婦間の公平」をもたらさない。一方、消費単位主義は、合計した所得が同じである限り等しい税負担を負うことになるため、「夫婦間の公平」を保つが、単純に夫婦の所得を合算しただけでは結婚することによって税負担が増え、「結婚罰」を引き起こすため、「婚姻中立性」は阻害される⁷。

結果的に、どのような課税単位を選択するかは「個々人における公平の要請を重視するか、世帯間の公平の要請を重視するかによって考え方は異なる」⁸と

³ 税制調査会（2005）7 ページ参照。

⁴ 佐藤（2009）290 ページ引用。

⁵ 同上 291 ページ参照。

⁶ 同上 27 ページ参照。

⁷ 同上 29～30 ページ参照。

⁸ 田中（2005）49 ページ引用。

され、累進税制下では、公平・中立・簡素といった要請をすべて満たす課税単位はないと言える⁹。

ライフスタイルが多様化し、個人が尊重されるわが国の社会的情勢を配慮すると、個人を課税単位とする個人単位主義を維持することが適当であると考えられる。また、近年イギリスをはじめとする欧州諸国が消費単位主義から個人単位主義へと移行するなどし、国際的にみても多くの国が個人単位主義を採用している¹⁰。以上の点を踏まえて、本論文では個人単位課税を前提に議論を展開していく。

わが国の所得税制を考えると、個人単位を基本としながらも、扶養家族や配偶者などによる担税力の減殺要因に配慮した仕組みになっており、世帯を基準とした公平性が確保できるように設計されている。そしてわが国のように、個人単位主義を採用している場合は、各種控除の手法や水準の定め方によって税負担が決定される。

第2節 税負担の調整方法

ここでは、世帯の人員構成に係る負担調整措置として、所得税制で採用されている負担調整の手法について検討していく。調整方法として所得控除、給付なし税額控除、税率表におけるゼロ税率適用所得、給付付き税額控除を取り上げ、特に制度の仕組みと社会政策的意図に着目して論じていきたい。

1 所得控除

所得税はわが国のみならず、ほぼ全ての国で採用されている基幹税である。所得税が重視されるのは、これが人の担税力を最も端的に示すものと考えられているためである。そのため、所得税における負担のあり方を考える場合には、所得税の持つ「担税力に即した課税」ができるという利点を生かすことが重要となる¹¹。

⁹ 田中（2005）49 ページ参照。

¹⁰ 税制調査会専門家委員会（2010）60 ページ参照。

¹¹ 田中（2005）2 ページ参照。

担税力に即した課税を行うためには、最低生活費免税を行う必要があるとされ、それを合理的に行うには所得控除が最も妥当であると考えられてきた¹²。所得控除とは「様々な事情により納税者の税負担能力（担税力）が減殺されることを斟酌して、これを調整するため、所得から一定額差し引くもの」¹³であるとされる。

わが国の所得税は、現在 16 種類の所得控除と 8 種類の加算が設けられおり、この多様かつ複雑な所得控除制度が、課税最低限の調整を行う上で、重要な役割を担ってきた。しかし所得控除制度には問題点もある。それは、累進性を有する所得税制度において、所得控除が結果として高所得者有利になっている上、各種控除の拡大によって実質的な累進性が確保されていないということである。すなわち所得控除によって、税負担は全体的に軽減されているが、その効果は、高所得者に対して有利に働くばかりで、低所得者に対する恩恵は少ないということである。わが国では様々な所得控除を重ねることによって、減収という大きなコストを払いつつ、肝心の再分配効果は低下していると考えられる¹⁴。これが、所得控除による調整が抱えている、基本的な問題になっており、解決するためには各種控除を簡素化、集約化するべきであると考えられている¹⁵。

2 給付なし税額控除

税額控除とは、総所得金額から所得控除額を差し引いた残額に税率表を適用して得られた所得税額から、さらに控除する一定の金額のことを言う¹⁶。本論文では、課税最低限以下の低所得者に対して税額控除しきれない分を給付する仕組みを「給付付き税額控除（Refundable Tax Credit）」と呼ぶため、それと区別して、給付をしない仕組みのことを「給付なし税額控除（Non-Refundable Tax credit）」と呼ぶ。

所得控除と給付なし税額控除は税負担を軽減するという点で、その機能は類似している。しかし、ここで留意すべき点は両者の相違点である。まず、所得

¹² 田中（2005）5 ページ参照。

¹³ 税制調査会（2000）106 ページ引用。

¹⁴ 田近、八塩（2009）36 ページ参照。

¹⁵ 税制調査会（2002a）6 ページ参照。

¹⁶ 佐藤（2009）313 ページ参照。

控除とりわけ人的控除は、課税権が立ち入ってはならないという人の自由や権利性の議論に比較的馴染みやすいが、税額控除は補助金類似の金員を交付して一定の政策効果をあげる、という議論の方が比較的馴染みやすい¹⁷。そして、わが国が採用している累進税制のもとでは、所得控除は高所得者ほど有利であるのに対して、税額控除は、所得水準にかかわらず、税負担軽減額を一定とすることができるということである¹⁸。

税額控除の設定方法は、2通り考えられる。それは、税額控除の金額を定額にする場合と、所得控除に適切な税率を乗じて算定した額にする場合である。後者の方法はカナダで採用されている。カナダでは、所得控除（Amount）に最低税率（2010～2012年度は15%）¹⁹を乗じたものを税額控除（Credit）と設定している²⁰。この15%は最低生活費に配慮した負担減額であると考えられている。カナダでは経済状況により、所得控除の数値を変動させ、物価調整を行っている。税額控除の金額を定額にした場合は、その金額自体が最低生活費に対する配慮となる。一方、所得控除に適切な税率を乗じて算定した額を税額控除する場合は、所得控除の持つ最低生活費を保障するという意味を税額控除に含めることができる。

わが国の現行所得税制度は、累進税率構造のため、結果として高所得者ほど税負担軽減効果が大きい。所得控除を一律の給付なし税額控除に変更すると、限界税率の低い低所得者ほど負担軽減効果が大きくなる。しかし、給付なし税額控除の場合、課税最低限に満たない者には恩恵が及ばない。

3 税率表におけるゼロ税率適用所得

所得の多寡に拘らず、納税者に同じ減税額をもたらす手段として、「控除」の意味を込めて、最初の所得を一定額だけゼロ税率にする方法がある²¹。つまり、税率表にゼロ税率を適用する所得区分や税率不適用所得を設けるというもので、この方法を採用すると税額控除と同様の効果があるとされる。

¹⁷ 田中（2011）5ページ参照。

¹⁸ 同上5ページ参照。

¹⁹ Canada Revenue Agency HPを参照。

²⁰ 年金所得、教育、教科書、フィットネスに対する控除は除く。

²¹ 池上（2011b）3ページ参照。

金子（2009）は最低生活費控除を実体的に税額控除に切り換える1つの方法として税率表に第一税率としてゼロ税率を採用するという方法があることを指摘している。また、「この方法を用いると、最低生活費として保障される金額が明らかであり、また所得が大きくなるほどタックスベネフィットが大きくなるという問題が生じない」²²と主張している。

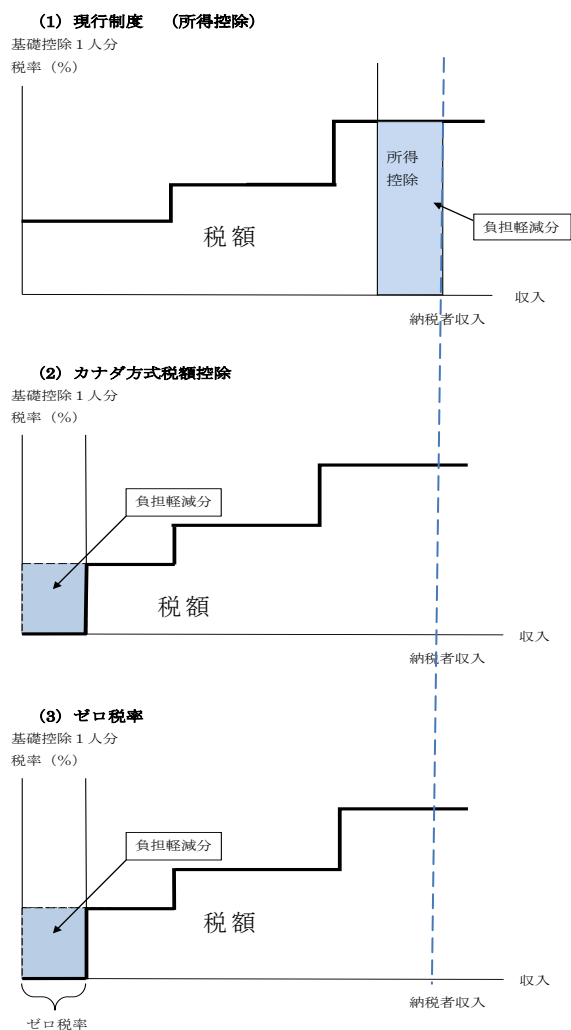
そして鎌倉（2009）は「税額控除は、確かに所得控除に比べると『担税力の減殺に対する調整』という概念と結びつきにくい。基礎的な人的控除を税額控除とすれば、控除額と基礎的な人的控除のもつ『最低生活費の控除』の機能との関連が希薄になる懸念がある。対処法としては、諸外国でも行われているように、税率表の第一ブラケットからの所得控除とするという選択肢も提案されている」²³と、このような控除の設定方法に肯定的な意見を述べている。

図表1で明らかのように、カナダ型の給付なし税額控除とゼロ税率を採用した場合では、1人分の基礎控除による減税額は同じになる上、また、所得控除を用いた場合と異なり、所得水準にかかわらず、税負担軽減額を一定にすることができる。

²² 金子宏・谷口勢津夫・増井良啓（2009）7ページ引用。

²³ 鎌倉（2009）128ページ引用。

図表 1：税負担の調整方法による控除額の比較



(出所) 筆者作成。

4 給付付き税額控除

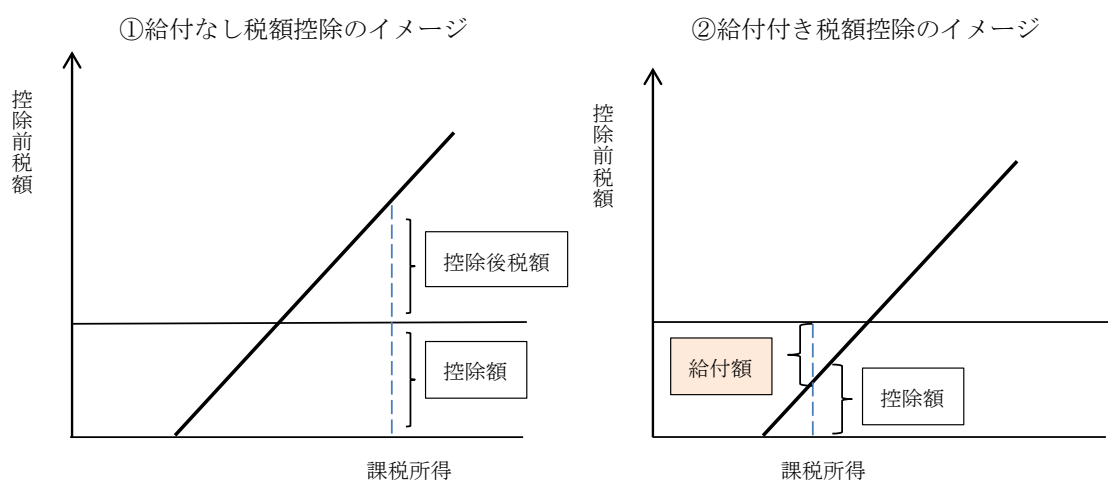
給付付き税額控除 (Refundable Tax Credit) とは、課税最低限以下の低所得者を課税の手続きに取り込み、「税額控除を基本として、控除額が所得税額を上回る場合には、控除しきれない額を現金で給付する」²⁴制度である。この制度は文字通り、社会保障給付と税額控除が一体化した仕組みである²⁵。

²⁴ 税制調査会 (2010) 16 ページ引用。

²⁵ 鎌倉 (2009) 105 ページ参照。

通常の給付なし税額控除との違いは、所得税額が少なく税額控除を使いきれない者や、課税最低限に達しないために納税していない低所得者に恩恵を与えることができる点である。このため給付付き税額控除は「負の所得税」と呼ばれることもある。給付付き税額控除は、すでに英米など多くの国々で採用されている。

図表 2： 給付なし税額控除と給付付き税額控除のイメージ



(出所) 筆者作成。

図表 3： 諸外国で採用されている給付の仕方

相殺・給付の範囲	諸外国の採用事例
① 所得税額と相殺し、残りを給付。	オランダ
② 全額を給付。	アメリカ
③ 所得税額を超えて租税公課（社会保険料や地方所得税）と相殺するが、給付は行わない。	イギリス

(出所) 鎌倉 (2009) 106 ページを参考に筆者が作成。

諸外国で採用されている制度を検討すると、給付の仕方は様々であり、①所得税額と相殺し、残りを給付②全額を給付③所得税額を超えて租税公課（社会保険料や地方所得税）と相殺するが、給付は行わない、という3つに大別する

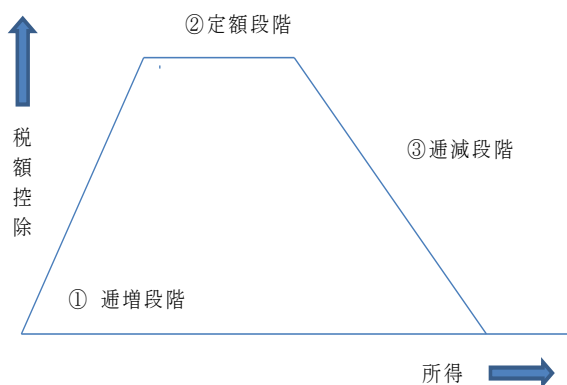
ことができる。③の場合、厳密には給付は行われていないが、「所得税の枠内での税額控除という伝統的な仕組みを超えているという観点から、日本では給付付き税額控除の一類型に含められる」²⁶が多いため、本論文ではこれらをまとめて「給付」と呼び、「給付付き税額控除」について論じることにする。

諸外国で導入されている給付付き税額控除は目的別に①勤労税額控除②児童税額控除③消費税逆進対策税額控除の3つに大別される²⁷。

第一の勤労税額控除は、労働者の勤労のインセンティブを高めつつ、低所得者支援を目的としている。一定以上の勤労を条件に一定割合の税額控除を受けることができる。このうち、税額控除しきれない低所得者には給付を行うというものである。例えばアメリカの勤労税額控除では、税額控除は所得の増加と伴に増えた後、一定の所得で頭打ちになる。そしてそれを超えると逡減し、最終的には消失するという制度設計が行われている。勤労税額控除を導入している国は多く、アメリカの他に、カナダ、イギリス、フランスなど10か国以上にも及ぶ。

図表 4：勤労税額控除の仕組み

アメリカの勤労税額控除のイメージ



(出所) 鎌倉 (2010) 2 ページを参考に筆者が作成。

²⁶ 鎌倉 (2009) 106 ページ引用。

²⁷ 森信 (2010) 35～38 ページ参照。

第二の児童税額控除は、母子家庭の貧困対策や子育て家庭への経済支援を目的とするものである。一般的に、子供の数に応じて税額控除額が決定され、所得が一定額を超えると税額控除が遡減される制度になっている。諸外国では、それぞれ児童に関する伝統的な負担軽減措置としての扶養控除や児童手当とすみわけを行って活用している²⁸。少子化対策の一つとして、このような児童税額控除を採用している国は多く、アメリカ、カナダ、イギリス、オランダなどが挙げられる。わが国でも、子育て世帯への支援の一つとして導入が検討されている²⁹。

第三の消費税の逆進性対策税額控除は、消費税がもつ逆進性の緩和を目的とするものである。消費税の逆進性対策としては、生活必需品には軽減税率および、ゼロ税率を採用するなどという複数税率を導入することと、低所得者向けに「消費税負担分の一部還付」を目的として個人所得税の税額控除を設けることの2つが考えられている³⁰。例えば、カナダではこの2つの対策を併用しており、消費税の増税論が取りざたされている今、消費税の逆進性対策の観点からも給付付き税額控除は注目を集めている。

以上のように、給付付き税額控除は「社会政策的な意味を含む給付（家計補助金）の意味で設けられることがある」³¹とされ、手当や給付なしの税額控除と同様に、相対的に低所得者が有利となる制度であり、わが国でも様々な観点から導入が主張されている。しかしながら、この制度には、納税者の所得を把握する「納税者番号制度」が不可欠とされており、これにはプライバシー保護への不安から反発する声が強いため、導入に向けて乗り越える課題が多く残っている。給付付き税額控除は政府の目指す「社会保障と税の一体改革」の目玉となっており、今後の議論に注視すべきである。

²⁸ 鎌倉（2010）2ページ参照。

²⁹ 森信（2008）47ページ参照。

³⁰ 池上（2006）27ページ参照。

³¹ 池上（2011b）23ページ引用。

第3節 人的控除の税額控除化について

わが国の所得税は、累次の減税及び、各種控除の拡充が行われた結果、課税ベースが大幅に縮小し、税収確保の問題に加えて、所得税が本来果たすべき財源調達や所得再分配などの機能が低下している。そのため所得税の累進性を回復させる改革を行い、基幹税としての機能を取り戻す必要があると考えられる。

「平成 23 年度税制改正大綱」では、個人所得課税の所得再分配機能を回復するために「税率構造の見直しはもとより、高所得者に対しては結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらには、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へという改革」³²を進めるとした。さらに、所得再分配機能を高めていく手段として、「給付付き税額控除」の導入も構想している。今後は、納税者番号制度等の租税環境を整えた上で、税額控除・多くの先進国で導入されている「給付付き税額控除」と手当などの社会保障政策のベストミックスで「支えあう」社会を構築していくとし、人的控除の税額控除化に向けた議論が盛んに行われている³³。

これまで、人的控除については、日本国憲法第 25 条第 1 項による「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は「すべての国民」に保障されるべきであるから、所得に関係なくすべての国民において「健康で文化的な最低限度の生活を営む」のに必要な費用に当たる部分は課税の対象にするべきではないとして、所得控除制度の意味とその重要性を支持する意見が根強くあった³⁴。田中（2011）は所得控除を支持する理由を挙げている。まず、所得控除が一見逆進性をもつように見えるのは、累進税率の反射であり、所得控除は高所得者への優遇を図る制度ではないということ。次に、所得控除は、単純に課税ベースを浸食しているものではなく、生存権を保障するために課税ベースから取り除かれているものであるため、人的控除の正当化の根拠との関係において、単純な課税ベースの浸食論は問題がある、ということだ³⁵。

その一方で税額控除および給付付き税額控除を容認する意見もある。金子（2011）は「人的控除の水準は、財政的事情さえ許せば、生活保護の水準に合わ

³² 税制調査会（2010）10 ページ参照。

³³ 同上 16 ページ参照。

³⁴ 新井（2010）12 ページ参照。

³⁵ 田中（2011）5～7 ページ参照。

せるべきであろう。また、人的控除を所得控除から税額控除に切り換えて、所得控除による税額の減少額が所得の増加につれて累進的に増加するという問題を解消すると同時に、還付付き税額控除³⁶を採用して、控除額が税額を上回る場合には差額を還付すべきであろう³⁷と述べている。また、近年多くのOECD諸国では、低所得者の税負担を軽減する目的で所得控除を税額控除へ転換している。例えば、2008年の時点で、カナダ、イタリア、オランダ、ポルトガルは基礎的な人的控除に税額控除を採用している。その中でも、カナダとオランダは基礎的な人的控除の全てを税額控除に切り替え、オランダ（社会保険料とも相殺可能）、アイスランド（地方所得税とも相殺可能）は基礎控除に給付付き税額控除を採用している³⁸。

わが国では多額の累積債務を抱えている上、高齢化の進行により、社会保障費の拡大が確実であり、その財源をどのように調達するのかが課題となっている。しかしながら、所得税収は減少の一途をたどっている。（図表5を参照。）このような状況を踏まえると、基礎的な人的控除を税額控除にすることは、課税ベースを拡大しながら、限界税率の高い高所得者の負担を相対的に増やす一方、限界税率の低い低所得者ほど負担軽減効果を大きくし、所得再分配機能を強化することができるのではないかと考える。

政府は、消費税の引き上げを行う代わりに、低所得者支援策として、現金給付と税額控除を組み合わせた、給付付き税額控除の導入を検討している。この制度は上記で記したように、課税最低限以下の納税者に対して税制を通して支援が行うことができる。しかしこの時、生活保護費との整合性をどのように配慮するかが課題となる。税額控除の設定金額にもよるが、控除額が納税額を上回る場合に、その差額を給付しても、一般的に支給されている生活保護費には到底及ばない³⁹。従って、給付付き税額控除に生活保護の役割を持たせることは困難であり、両方の制度にどのような意味を持たせ、役割を担わせるのが課題となる。むやみに給付付き税額控除導入すれば、ただのバラマキ政策とな

³⁶ 「Refundable Tax Credit」は「還付付き税額控除」とも呼ばれる。

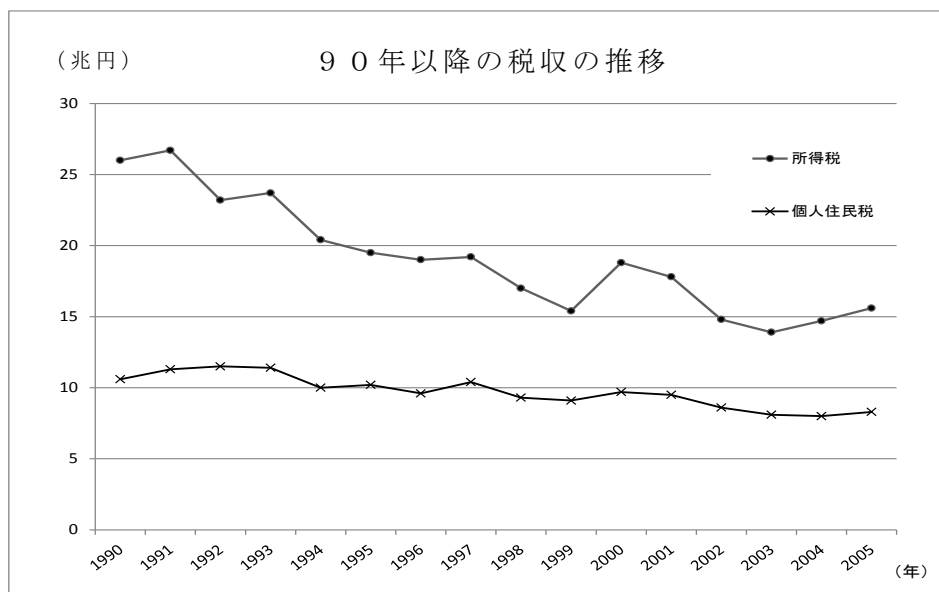
³⁷ 金子（2011）188 ページ引用。

³⁸ 鎌倉（2009）116～117 ページ参照。

³⁹ 例えば平成22年度における豊島区の生活扶助基準額は、標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳子）の場合、月額162,170円である。

る可能性も高い。そのため、本論文では、基礎的人的控除を一律の給付なし税額控除に変更したとしても、当該控除はあくまで、納税額から減額するべきものと考え、以下の議論を進めていきたい。

図表 5：1990 年以降の各種税収の推移



(出所) 財務省ホームページ「主要税目の税収(一般会計分)の推移」を参考に筆者が作成。(2011年12月20日参照。)

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/011.htm

第2章 基礎的人的控除の検討

ここでは、基礎的人的控除に焦点を絞り、その問題意識を明らかにすることによって、今後の方向性について検討する。

第1節 基礎的人的控除の問題意識

わが国の課税単位は、純粋な個人単位課税ではなく、個人単位で大枠が想定されつつも、世帯の状況に応じた負担調整措置が様々な形で盛り込まれている。鎌倉（2009）は、世帯に関する負担の調整として、代表的なものに以下の3つを挙げている。①納税者本人に認められる負担調整措置②配偶者を有する者に認められる負担調整措置③扶養児童を有する者に認められる負担調整措置、である。わが国では基礎控除、配偶者控除、扶養控除がこれにあたり、これらはまとめて基礎的人的控除と呼ばれる⁴⁰。これらの人的控除は、憲法25条の生存権を保障するための最低生活費控除であり、人が最低生活を送るために必要な所得には課税すべきではないという、社会政策的考慮から設けられていると考えられる⁴¹。

この基礎的人的控除について税制調査会（2000）は「世帯構成の変化、女性の社会進出、高齢化の進展などの社会の変化を踏まえ、公平・中立の観点などから、簡素化、集約化の余地がないか検討していく必要がある」⁴²と述べている。その中でも、配偶者に係る控除、とりわけ、配偶者特別控除については、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、担税力の減殺を調整するといった所得控除の趣旨や他の基礎的な人的控除とのバランス、制度の簡明化などの観点から、見直す必要があるとしている⁴³。また、扶養控除については、さまざまな控除、加算措置によって、扶養親族の状況に応じた、きめ細かい配慮を行うことができる反面、その制度の複雑化が問題視されている⁴⁴。

基礎的人的控除の検討にあたっては、基礎控除、配偶者控除、扶養控除の間でのバランス、そして他の所得控除や、社会保障制度などとのバランスなどを

⁴⁰ 鎌倉（2009）114ページ参照。

⁴¹ 佐藤（2009）291ページ参照。

⁴² 税制調査会（2000）91ページ引用。

⁴³ 同上 94ページ参照。

⁴⁴ 同上 95ページ参照。

踏まえる必要があると考える。

「平成 24 年度税制改正大綱」が、所得税について、「雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、所得再分配機能等を回復するため、社会保障と税一体改革において、税率構造を含む改革を進めるに先立ち、課税の適正化の観点等から、緊要と考えられる」⁴⁵と述べていることを踏まえ、本章では基礎的人的控除の改革が、再分配にどのような影響を及ぼすのかに着目して、議論を進めていきたい。

図表 6：基礎的人的控除制度の概要（2011 年度）

所得控除の種類		控除額
基礎控除		38 万円
配偶者控除	一般	38 万円
	老人控除対象配偶者（70 歳以上）	48 万円
配偶者特別控除		最高 38 万円（注）
扶養控除	一般の扶養親族	38 万円
	特定扶養親族 （16 歳以上 23 歳未満）	63 万円
	老人扶養親族（70 歳以上）	48 万円
	同居老親等加算	10 万円（加算）

備考：所得税は平成 23 年分の所得から適用される。

（注）本人の年間所得が 1000 万円以下でなければ適用されない。

（出所）財務省ホームページ「人的控除の概要（所得税）」を参考に筆者作成。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/045.htm（2012 年 1 月 10 日参照。）

⁴⁵ 税制調査会（2011）5 ページ引用。

第2節 配偶者控除制度

1 配偶者控除の概要と問題点

わが国では、配偶者を有する者に認められる負担調整措置として配偶者控除が設けられている。配偶者控除は、1961年に家事労働による貢献度、共稼ぎ世帯や事業所得者とのバランスを考慮して創設されたものである⁴⁶。具体的には、納税者に控除対象配偶者（納税者と生計を一にする配偶者で年間の合計所得金額が38万円以下のもの）がいる場合には38万円の配偶者控除が受けられるという制度である⁴⁷。

配偶者特別控除は、1987年（昭和62年）の税制改正で導入された制度である。この制度は、パートで働く主婦の収入が103万円を超えた場合、配偶者控除が適用されなくなることから、かえって世帯全体の税引き後の手取り額が減少するという、手取りの逆転現象を防ぐために導入された⁴⁸。そのため、配偶者の所得が増加するにつれて次第に控除額が減少する段階的消失控除形式で採用されている。

しかし、「平成23年度税制改正大綱」では配偶者控除について「雇用機会均等の理念から、制度が働き方の選択に対してできる限り中立的で公正なものになるように見直すべきではないか、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値があり、配偶者の存在を担税力の減殺要因と捉えることは必ずしも適当ではないのではないか」⁴⁹と、その見直しに積極的な姿勢を示している。このように、配偶者控除や、配偶者特別控除については、以前から廃止論が取りざたされている。配偶者控除及び配偶者特別控除の廃止が議論される理由は大きく3つある。

第一に、水平的公平性、垂直的公平性が阻害されるためである。同じ所得を稼得している雇用者の共働き世帯と、片稼ぎ世帯を比較すると、前者の方が仕事に伴う費用（特に育児費、介護費）をより多く支出することになる。そのため、雇用者の共働き世帯のほうが片稼ぎ世帯よりも担税力が小さいことが一般的に指摘されている。この問題を踏まえると、同じ経済力を持つ納税者の税負

⁴⁶ 田中（2005）89 ページ参照。

⁴⁷ 佐藤（2009）291 ページ参照。

⁴⁸ 税制調査会（2000）92～93 ページ参照。

⁴⁹ 税制調査会（2010）13 ページ引用。

担は同じであるべきだという水平的公平を確保するためには、雇用者の共働き世帯の税負担を軽減すべきだという結論に結びつく。しかし、わが国の制度では配偶者控除、配偶者特別控除を設け、むしろ片稼ぎ世帯を優遇する措置がとられている。つまり、これらの控除制度により世帯間の水平的公平が阻害されている。さらに、累進税制のもとでは、高所得者ほど所得控除の減額効果が大きくなる。そのため、同じ片稼ぎ世帯であっても、夫の所得の違いで配偶者控除、配偶者特別控除の税負担軽減効果が異なる。従って、これらの控除制度によって、垂直的公平も妨げられていると言える。

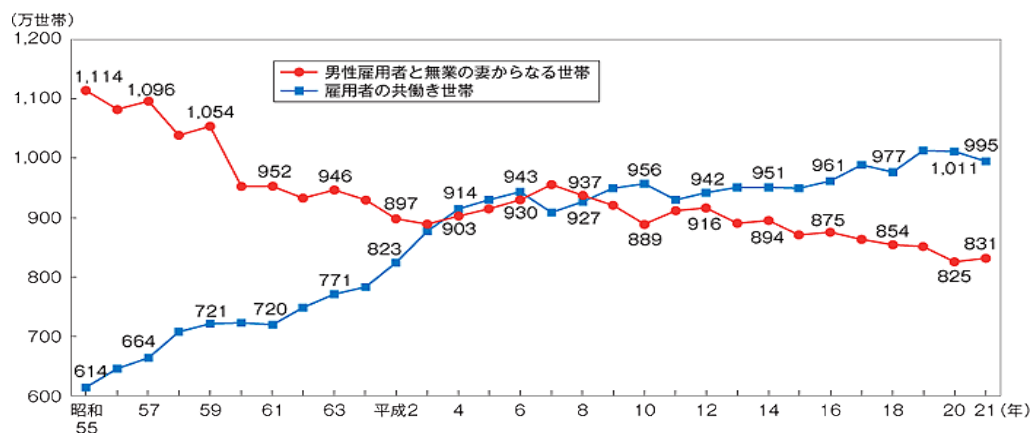
第二に、二重控除が生じる点である。就業している配偶者であっても、給与収入が103万円以下であるならば、自らは基礎控除の適用を受けて課税関係が生じない一方で、その者の配偶者である納税者本人は、その課税所得金額の計算上、配偶者控除等の適用を受けており、その意味でいわば二重の控除を享受する結果となっている⁵⁰。

第三に、適用状況やライフスタイルの変化が挙げられる。図表7で明らかのように、1997年以降、専業主婦世帯に比べ、雇用者の共働き世帯が増加している。今後さらに、専業主婦世帯は減少するものと考えられ、これらの世帯に対して配慮を行う必要性があるのかが議論になっている。さらに図表8を見ると、給与収入が高い世帯ほど、配偶者控除の適用割合は高くなることが分かる。累進税制の下では、所得控除により相対的に高所得者ほど税負担軽減効果が大きいにもかかわらず、配偶者控除の適用割合が高所得者ほど高いという状態は格差を拡大させる恐れがある。

このような状況を踏まえると、配偶者控除及び配偶者特別控除も、時代の変化と共にその役割を変化させ、今の社会に適応した制度に改革していく必要があると考える。

⁵⁰ 税制調査会（2000）94ページ参照。

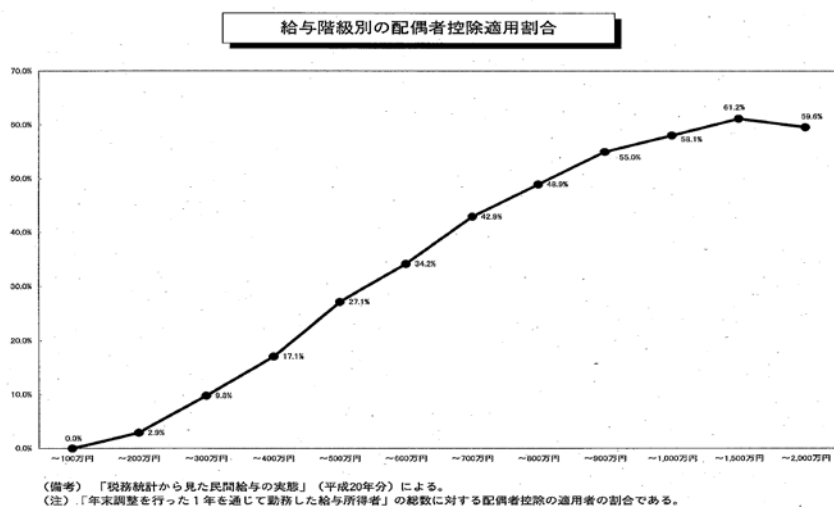
図表 7：雇用者の共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移



(備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

(出所) 内閣府『平成22年度男女共同参画白書』20ページ引用。

図表 8：給与階級別の配偶者控除適用割合変化



(備考) 「税務統計から見た民間給与の実態」(平成20年分)による。
 (注) 「年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者」の総数に対する配偶者控除の適用者の割合である。

(出所) 税制調査会(2010a) 64ページ引用。

2 配偶者控除廃止が引き起こす問題と今後の課題

配偶者控除は世帯間の公平性を阻害し、高所得者の専業主婦世帯ほどその適用が多いことから、制度自体の見直しを求める声が多い。飯野(1993)は「そ

もそも配偶者と扶養者との基本的な違いは何なのであろうか、それは、原則として配偶者は『外で』働けるのに対して、被扶養者は原則として『外で』働けないということである。したがって、『外で』働けるのに自由意思で働かない配偶者に控除を認める必要がないというのが個人単位課税の基本認識である⁵¹と主張している。しかし「外で」働こうが、働くまいが配偶者に最低生活費を認めることは当然である。そのため、配偶者に対する控除を廃止することは望ましくないと考える。

その根拠として、配偶者控除の廃止により生じる問題を指摘する。そもそも配偶者控除の概要で述べたように、配偶者控除・配偶者特別控除は税制上の税負担の公平性を保つために導入された制度である。そのため沼尾（2008）は、「もっとも単に配偶者控除を廃止しただけで、垂直的公平性の確保や女性の就労促進に結びつくとは限らない。むしろ低所得者層への負担増を通じた社会不安の増大から、更なる少子化を引き起こす可能性もある。したがってそれに代わる対応を考える必要がある⁵²」と述べている。つまり、配偶者控除の廃止は、財源確保につながるとしても、その他の問題を引き起こす可能性があり、効果的ではない。

そもそも子育て中の母親の就労は、社会的問題としていつの時代も議論されてきた。わが国の場合、女性の就業状況は、徐々に高まる傾向にあるが、子育て期の30歳～45歳の就労が減り、子供が中学生以上になると90%近くが仕事を望み、フルタイムで働きたいという人も増えてくる。とはいえ、女性の雇用形態はパート、アルバイト、派遣、契約といった非正規労働者割合が50%以上を占め、正規労働者として働ける場所が少ないのが現状である⁵³。さらに、わが国の女性の就労状況は、欧米諸国と比較すると、特に子育て中の女性の就労率の低さが目立つ。その理由として、保育施設の不足など、育児への支援策が不十分であることが挙げられる。

また、配偶者控除・配偶者特別控除が問題視されている大きな原因として、企業の配偶者手当の支給要件が「103万円の収入」を基準にしている場合が多

⁵¹ 飯野（1993）48ページ引用。

⁵² 沼尾（2008）33ページ引用。

⁵³ 内閣府（2010）22ページ参照。

いことや、社会保険の適用問題、いわゆる「130万円問題」がある。これらの問題を、配偶者控除・配偶者特別控除の存在意義と同時に議論しない限り、問題の本質を解決することはできないと考える。

女性は、人生のなかで、結婚、出産、育児などライフスタイルの変化を余儀なくされることが多い。しかしわが国では、このようなライフスタイルの変化に応じて、女性が働き方を変えながら働き続けられる環境が、整備されているとはいえない。少子化の進行で、就労人口が減少しているわが国では、今後女性の就労が不可欠になる。女性の社会進出を促進することは、働いていない人に対する措置を廃止することで解消するわけではなく、多様なライフスタイルを尊重しながらも、男女共同参画を目指す社会を確立することが必要だと考える。そのためには保育所や老人ホームの整備など、就労と家事が両立できるような支援が今まで以上に必要であろう。

以上のことから、現実に多数の世帯に適用され、定着している配偶者控除は廃止すべきではないと考える。しかしながら、配偶者を有する納税者への配慮として、「配偶者控除と配偶者特別控除の2つを認めることは、納税者本人や扶養親族に係る配慮と比較してかなり大きい」⁵⁴と考える。また現在の経済状況や雇用者の共働き世帯の増加を考えると、「103万円問題」が就業の妨げの直接的な要因になる可能性は低いと考え、配偶者特別控除は廃止すべきだ。また、「二重控除」問題は、個人単位主義の中で、できる限り世帯の公平性を確保するために解決していくべきだ。またこの問題は、扶養者に対する扶養控除においても生じることにも留意したい。

第3節 扶養控除制度

ここでは、扶養控除の概要と問題点について検討する。扶養控除は、扶養親族に係る最低生活費に相当する部分を課税対象から除外するための控除である⁵⁵。わが国で、扶養児童を有する者に認められる負担調整措置として設けられている扶養控除制度には扶養親族、特定扶養親族、老人扶養親族の各控除があ

⁵⁴ 税制調査会（2000）94ページ引用。

⁵⁵ 田中（2005）94ページ参照。

り、最後の老人扶養親族には同居特別障害者加算、同居老親等加算もある。現在、納税者に扶養親族(納税者と生計を一にする親族で年間の合計所得金額が38万円以下のもの)がいる場合には、扶養親族1人あたり、原則として38万円の扶養控除が適用されている⁵⁶。

扶養控除制度の伝統的趣旨は「扶養者がいる家計といない家計とで『消費needs』が異なることに注目して、同額の所得税である場合、前者の担税力が後者よりも小さいと判断して税負担を和らげようとするものである」⁵⁷と考えられる。このように、子供の扶養が、担税力減殺要因になるという配慮から、租税理論上、扶養控除は絶対的に必要だとする意見が根強い。

その一方で、現行の扶養控除制度を疑問視する声もある。第一に、担税力調整をどこまで行うべきなのかということである。この議論について馬場(2005)は「所得が高まるにつれて扶養能力も高まるのである。現行のように一定額の所得控除方式を給与所得者の給与水準にかかわらずなく、すべての納税者に適用する根拠は乏しい」⁵⁸ことを挙げており、この種の担税力調整を高所得者層に対して行う意義は小さいと指摘している。

第二に、二重控除の問題である。就業している被扶養者であっても、収入が103万円以下の場合、本人の基礎控除と、その扶養者である納税者本人の扶養控除が適用され、世帯で二重の人的控除を享受することになる。つまり、扶養控除も、配偶者控除と同様に垂直的公平、及び水平的公平の妨げになる。

第三に特定扶養控除の見直しについてである。実際、「平成23年度税制改革大綱」において、現行の制度における23～69歳までの扶養家族へ一律適用されていることに対して「本来、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であることを踏まえれば、成年者を担税力の面で配慮が必要な存在として一律に扶養控除の対象に位置づける必要性は乏しい」⁵⁹として成年扶養控除の見直しを指摘している。

図表6で示したように、親族の個人的事情を斟酌して特定扶養控除や老人扶養控除等、様々な割増・加算措置を行っている結果、扶養控除は複雑な制度に

⁵⁶ 佐藤(2009)291ページ参照。

⁵⁷ 馬場(2005)10ページ引用。

⁵⁸ 同上10ページ引用。

⁵⁹ 税制調査会(2010)13ページ引用。

なっている。このような制度を整理し、特に養育費のかかる子育て世帯をどのように支援するのかが、今後も課題になるだろう。上記でも述べたように、扶養控除は課税対象から扶養者の最低生活費を除くための控除であるため、扶養控除は所得控除で調整するべきだという主張もある。しかし、税制調査会

(2002a)では、人的控除の改革案の一つとして「配偶者控除及び扶養控除を廃止する一方、児童の扶養について税額控除を設ける」⁶⁰ことを提案している。具体的には、本人の基礎控除のみとするとの考え方を徹底しつつ、別途、児童の養育に対し税額控除という形で配慮するものである。この場合、所得控除と異なり、所得の多寡にかかわらず同等の配慮が可能となる。

少子化対策として児童の扶養について税額控除を設ける案について田中(2005)は「仮に財政全体からみた場合の少子化に対する政策的措置として、児童の扶養に配慮する措置を設ける場合には、所得の多寡にかかわらず控除するという意味において、税額控除とすることも適当であると考え」⁶¹と扶養控除を税額控除化することに対して支持する意見を述べている。

扶養控除を巡る議論を整理すると、扶養者に対する税の減免措置を所得控除で行う必要性はそれほど感じられない。また、少子化対策の一環として税制を利用するには、税額控除で負担を調整した方が、世帯所得にかかわらず同様の税負担軽減措置を与えることができるため適していると考え。さらに、わが国の緊迫する財政状態を考えると、低所得者ほど、相対的に減税効果のある税額控除を用いて所得再分配効果を高め、さらに子育て世帯には手当や保育所の整備等の現物給付を用いることによって、支援を集中的に行うべきだと考える。

第4節 移転型基礎控除制度

1 移転型基礎控除制度の概要

本章では、ここまで、所得税の基礎的人的控除を巡る議論の中で、配偶者控除及び扶養控除制度では、配偶者もしくは扶養者の収入が103万円以下の世帯では二重の人的控除が適用され、世帯間の公平性が保たれない問題があること

⁶⁰ 税制調査会(2002a)8ページ参照。

⁶¹ 田中(2005)95ページ引用。

を指摘した。しかし、これらの控除を廃止するだけでは、税負担の歪みを解消することはできず、かえって他の課題が生じる懸念がある。

こうした人的基礎控除の問題の解決策として、まず基礎的人的控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）を簡素化・集約化し⁶²、全ての人に同額の基礎控除を適用する。そして、その基礎控除に「移転型基礎控除」を導入するという方法がある⁶³。

基礎的人的控除の簡素化・集約化とは、個人単位課税を徹底し「家族の就労に対する中立性」や「世帯単位での税負担の公平」を図る観点から、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止し、1人ひとつの基礎控除を取得し、世帯人員分の基礎控除を享受できるようにすることである⁶⁴。そして「移転型基礎控除」とは、被扶養者の所得が無い、少ないために基礎控除を控除しきれない場合は、その差額を、家族のいずれか（扶養者）の所得から差し引くことができる制度である⁶⁵。図表9で明らかなように、「移転型基礎控除」制度を導入すると、収入にかかわらず世帯の基礎控除額の総額は一致し、配偶者控除及び扶養控除の二重控除は解消される。移転型基礎控除は現在、オランダ、デンマークで導入されている⁶⁶。

金子（2009）では「個人単位主義の下でも、夫婦間で移転可能な特別控除（所得控除または税額控除）の制度を採用することにより、合計所得は等しいが、所得の配分の異なる夫婦間の税負担の均衡を図ることができる」⁶⁷として、移転型基礎控除には所得控除方式と、税額控除方式の2通りあり、どちらの場合においても公平性の確保につながると述べている。また、本来、所得控除は個人の税額から控除すべきであるが、基礎的人的控除は最低生活費を補てんするものであるために、同一生計内での控除の移転を認めても、あくまで個人単位課税が前提であることには変わりはないと考えられる⁶⁸。

一般的に、扶養者は夫であり、被扶養者は妻もしくは子供である場合が圧倒

⁶² 税制調査会（2002a）7ページ参照。

⁶³ 女性の能力発揮促進のための税制のあり方研究会（1996）140ページ参照。

⁶⁴ 同上141ページ参照。

⁶⁵ 同上141ページ参照。

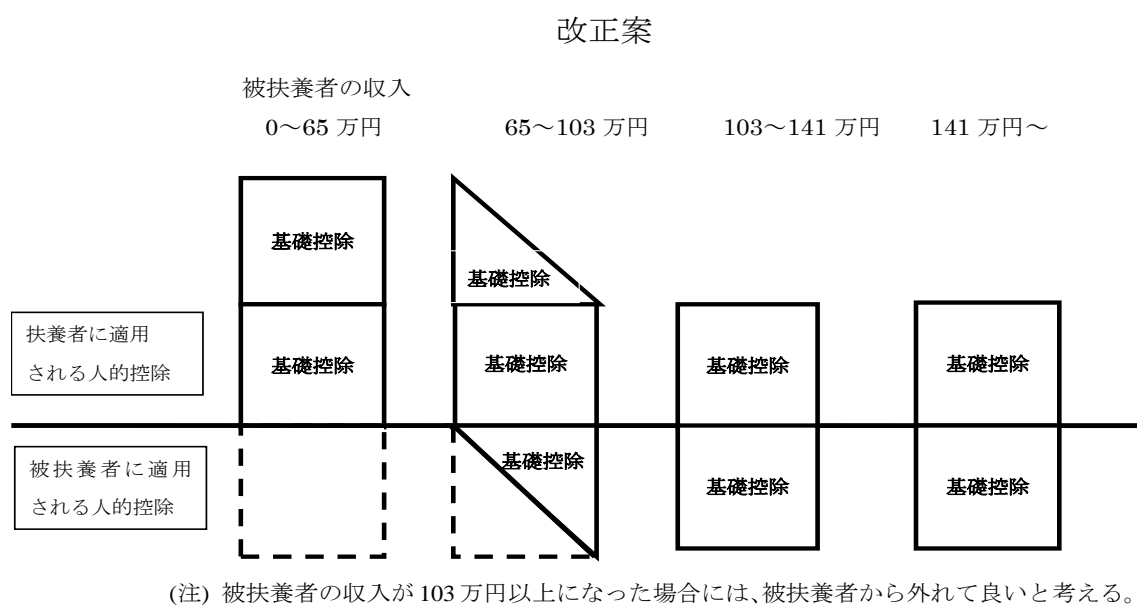
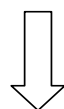
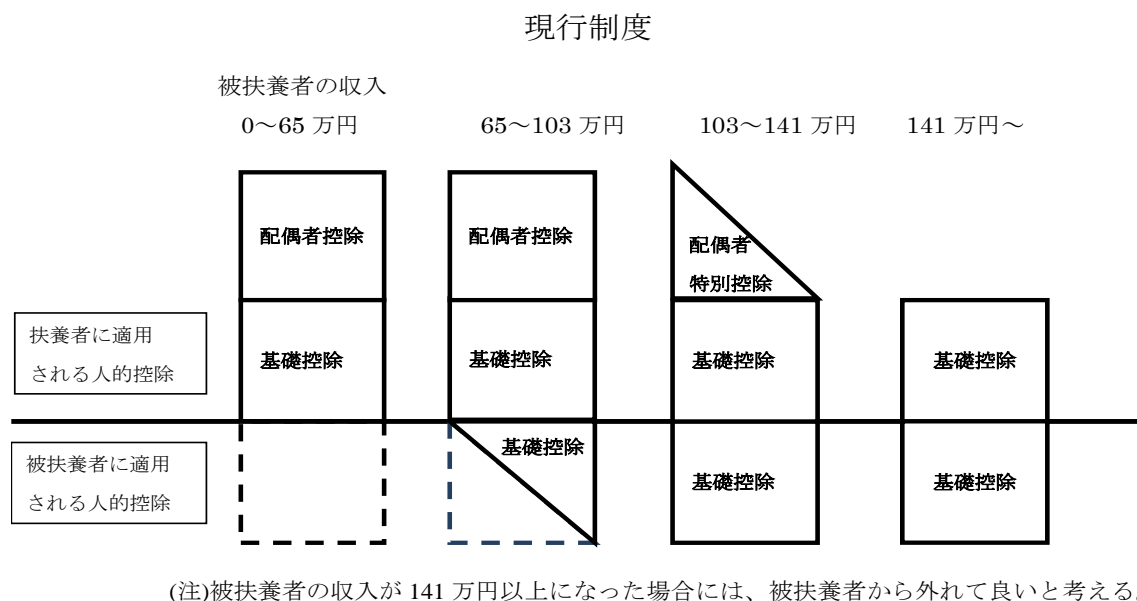
⁶⁶ 鎌倉（2009）118ページ参照。

⁶⁷ 金子（2009）96ページ引用。

⁶⁸ 水野、植田、佐藤（2000a）77ページ参照。

的に多い。本論文では、移転型基礎控除導入の制度設計上、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止し、すべてのひとに同額の基礎控除を適用することを提案しているため、移転型基礎控除の議論にあたっては、世帯の中で家族を扶養している者を扶養者、世帯の中で扶養されている者を被扶養者と呼ぶことで統一する。

図表 9：現行の所得控除制度と移転型基礎控除制度の比較



(出所) 税制調査会専門家委員会 (2010)「資料 (個人所得税 1)」58 ページを参考に筆者作成。

2 移転型基礎控除制度の導入による効果

移転型基礎控除制度を導入すると、収入にかかわらず、世帯の基礎控除額の総額は一致し、配偶者控除及び扶養控除の二重控除は解消されると言われている。ここでは、その効果を実際の数値で実証する。

移転型基礎控除を採用した場合の効果調べるために、扶養者と被扶養者で構成されている夫婦2人世帯を想定し、移転型基礎控除制度の導入によって世帯が受ける基礎控除総額にどのような変化が生じるか比較した。移転型基礎控除は所得控除で導入した場合と税額控除で導入した場合の両方を調べた。

計算にあたって、基礎控除は所得控除38万円、税額控除3.8万円とし、給与所得控除及び所得税率は図表11・12で示した現行制度を用いて試算した。

まず、現行の所得税制度の場合、例えば被扶養者の給与収入が80万円であるとき、まず被扶養者の収入から給与所得控除65万円が差し引かれ、所得金額は15万円となる。このとき、控除しきれなかった基礎控除23万円（基礎控除38万円－15万円）は考慮されない。その代わりに、収入が103万円（給与所得控除65万円＋基礎控除38万円）以下の配偶者がいる世帯には、配偶者控除38万円が夫の給与所得から控除される。従って、二重控除の問題が引き起こされる。

次に、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止して、すべてのひに同額の基礎控除を適用し、移転型基礎控除制度を導入した場合を考える。控除所得控除方式・税額控除方式どちらの場合においても、図表10から分かるように、被扶養者の収入にかかわらず世帯で受けられる基礎控除額は等しくなる。すなわち、被扶養者の働き方により、世帯における控除額に変動はない。

以上の結果から、移転型基礎控除を所得控除、税額控除どちらの場合で採用しても、世帯の公平性が確保され、「家族の就労に対する中立性」や「世帯単位での税負担の公平性」が図れるという観点から、有意義な制度であると言える。

しかし遠藤（1997）は、「移転型基礎控除」は公平の観点から、また逆転現象を起こさないという点からは有効であるとする一方で、「このような制度にするには、給与所得者であっても、夫婦それぞれが確定申告をするか、夫が妻の

源泉徴収票を添付して確定申告するようにしなければならない」⁶⁹と指摘している。諸外国では、給与所得者も確定申告制度が採用されている場合が多いので、移転型基礎控除制度は導入可能であるが、「わが国では、源泉徴収が行われ原則として、確定申告を要しない給与所得者にとって、年末調整時までに相手配偶者の所得を正確に把握することは不可能である。なぜなら、該当者はパートタイマーであるから、その年が終了しなければ所得は確定しないから」⁷⁰だと述べている。つまり、移転型基礎控除制度を導入する場合は、給与所得者の納税制度の根本的な改革を行わなければならないという課題もある。

図表 10：被扶養者の年間給与収入による、世帯(2人)の基礎控除総額の変化

現行の所得税制度(所得控除)																							
被扶養者の収入	0	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	103	105	
配偶者控除	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	0
被扶養者の基礎控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	10	15	20	25	30	35	38	38	
扶養者の基礎控除	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
世帯の基礎控除総額	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	81	86	91	96	101	106	111	114	76	
移転型基礎控除(所得控除)																							
被扶養者の収入	0	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	103	105	
被扶養者の基礎控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	10	15	20	25	30	35	38	38	
被扶養者の控除残額	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	33	28	23	18	13	8	3	0	0	
扶養者の基礎控除	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
世帯の基礎控除総額	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76
移転型基礎控除(税額控除)																							
被扶養者の収入	0	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	103	105	
被扶養者の給与所得控除	0	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
課税所得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	10	15	20	25	30	35	38	40	
算出税額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.25	0.5	0.75	1	1.25	1.5	1.75	1.9	2	
基礎控除(税額控除)	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
被扶養者の税額控除残額	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	3.55	3.3	3.05	2.8	2.55	2.3	2.05	1.9	1.8	
扶養者の基礎控除(税額控除)	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
世帯の税額控除総額	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76

(出所) 筆者作成。

⁶⁹ 遠藤(1997a) 54 ページ引用。

⁷⁰ 同上 54 ページ引用。

第5節 基礎的人的控除の改革が納税額に与える影響

ここまで、わが国の基礎的人的控除を巡る現在の問題状況を明らかにしてきた。本節では、基礎的人的控除のあり方、さらには今後の方向性を検討するために、5つの基礎控除改革案を用いて、これらの改革が扶養者の納税額にどのような変化をもたらすのかをシミュレーションによって試算し、再分配効果の検討を行う。

1 基礎的人的控除改革案に基づくシミュレーション

〈ケース1〉…現行制度。基礎控除と配偶者控除を所得控除で導入した場合。

(各々38万円)

〈ケース2〉…配偶者控除を廃止して、基礎控除(所得控除38万円)のみにした場合。

〈ケース3〉…基礎控除と配偶者控除を税額控除化した場合。(各々3.8万円)

〈ケース4〉…移転型基礎控除を所得控除(38万円)で導入した場合。

〈ケース5〉…移転型基礎控除を税額控除(3.8万円)で導入した場合。

本節では、扶養者と年間収入80万円の被扶養者の2人世帯を想定し、基礎控除改革によって扶養者の納税額にどのような変化が生じるかを試算する。そのために、現行制度と4つの基礎控除改革案に基づいたシミュレーションを行った。なお、給与所得控除および、所得税率は現行制度を用いた。(図表11・12を参照。)そして、ここでは被扶養者の収入が80万円であると想定しているため、配偶者特別控除は関係しない。また、移転型基礎控除で用いる基礎控除とは、今までの議論を踏まえて、「配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止し、全ての人に同額の基礎控除を適用」していることを前提としたものとする。

シミュレーションの概要は上記の通りであり、それぞれ〈ケース1~5〉と表す。〈ケース3〉と〈ケース5〉で用いた税額控除の数値は、カナダで採用されている税額控除の設定方法を参考にした。カナダでは、所得控除に適当な税率(2010~2012年度は最低税率15%)を乗じた値を税額控除にする方法である。この15%は最低生活費に配慮した負担減額であると考えられている。カナダで

は経済状況により、この所得控除の値を変動させ、物価調整を行う。この方法では、最低生活費を保障するという意味を税額控除に含めることができる。そこで、このシミュレーションでは、現行の基礎控除 38 万円に 10% を乗じた額を税額控除として設定した。

図表 11：給与所得控除算定表
(2011 年度)

給与収入	控除率
180 万円以下	40% (注)
360 万円以下	30%
680 万円以下	20%
1000 万円以下	10%
1000 万円超	5%

(注) 65 万円に満たない場合は 65 万円。

図表 12：所得税率 (2011 年度)

課税所得	税率
195 万円以下	5 %
195 万円超 330 万円以下	10%
330 万円超 695 万円以下	20%
695 万円超 900 万円以下	23%
900 万円超 1800 万円以下	33%
1800 万円以上	40%

(出所) 諏訪園 (2011) 89 ページ、93 ページを参考に筆者作成。

2 基礎的人的控除改革による効果

以下では、図表 15 を参照しながら、扶養者と年間収入 80 万円の被扶養者の 2 人世帯を想定のもと、基礎控除改革が扶養者の納税額にどのような変化をもたらすかを考察する。〈ケース 2~5〉に記載した変動額は現行制度 (つまり、ケース 1 で試算された値) の納税額との差額である。つまり〈ケース 2~5〉で計算した納税額が、現行制度と比較してどのように変化したのかを示すことによって改革が与える影響の大きさを考察する。

〈ケース 2〉は現行制度と比較して、年間収入が 80 万円の被扶養者に対して適用されていた配偶者控除 38 万円が廃止されたことによって、課税所得が増加し、全世帯において増税となる。また、所得税は累進税率であるため、高所得者になるにつれて増税額は大きくなる。

〈ケース 3〉は現行制度と比較して、扶養者の収入が 450 万円未満で減税、450 万円以上で増税になる。またこの場合、扶養者の収入が 242.8 万円以下の世帯で納税額よりも税額控除額が大きくなり、実際は納税額が負の値になる。本論文では基礎控除を給付付き税額控除にすることは検討していないため、図表 15 ではこれらの世帯の納税額はゼロとしている。〈ケース 3〉が所得税の納税が免除される世帯が最も多く、低所得に優遇した制度であると考えられる。

〈ケース 4〉は移転型基礎控除の導入によって、現行制度で生じていた二重控除がなくなるため、課税所得は大きくなり全世界帯で現行制度より増税になる。

〈ケース 5〉は移転型基礎控除制度を税額控除で導入している。そのため被扶養者の年間の給与収入が 80 万円であることから、基礎控除（税額控除）3.8 万円（基礎控除 38 万円×10%）のうち控除しきれなかった 3 万 500 円が扶養者から控除できる。この場合は現行制度と比較して、扶養者の収入が 387.5 万円未満で減税、同額以上で増税になる。また、扶養者の収入が 221.5 万円以下の世帯で納税額よりも税額控除額が大きくなり、実際は納税額が負の値になるが〈ケース 3〉と同様の理由でこれらの世帯の納税額はゼロとしている。

本論文で行ったシミュレーションでは、扶養者と年間収入 80 万円の被扶養者の 2 人世帯を想定している上、人的控除を税額控除化した場合の数値には検討の余地がある。そのことに留意した上で、以上の結果をまとめると、〈ケース 3〉と〈ケース 5〉のように、基礎控除を税額控除で導入すると所得再分配効果が大きいと考えられる。なぜなら、現行制度と比べて〈ケース 3〉の場合は年間収入 450 万円、〈ケース 5〉の場合は年間収入 387.5 万円世帯を境目にして、減税及び増税の効果を生むためである。特に〈ケース 5〉のように移転型基礎控除を税額控除で導入し、二重控除を避けることで、〈ケース 3〉よりも高所得者に対する増税額が大きくなる。

しかし、再分配効果を検討するにあたって、給与所得者数の構成比を考慮することが重要であると考えられる。国税庁（2011）「平成 22 年分 民間給与実態統計調査－調査結果報告－」によると、1 年を通じて勤務した給与所得者の 1 人当たりの平均給与は 412 万円であり、これを男女別にみると、男性 507 万円、女性 269 万円である。さらに、男性と女性を合計した給与階級別給与所得者の構成比を見ると年間給与額 300 万円超 400 万円以下の者が 18.1%と最も多く、

次いで 200 万円超 300 万円以下の者が 17.6%となっている⁷¹。つまり、基礎控除を税額控除及び移転型税額控除に変更しただけでは、再分配の効果が給与所得者の割合が最も多い、所得層の中間層には及ばず、かえってこれらの世帯に対して増税となり問題である。つまり、基礎的人的控除の改革だけでは、「所得の再分配機能の回復」という役割を果たすには不十分であるといえる。

図表 13：2010 年度（平成 22 年度）における給与階級別、給与所得者構成比

区分	全体に占める割合 (%)
100 万円以下	7.9%
100 万円超 200 万円以下	15.0%
200 万円超 300 万円以下	17.6%
300 万円超 400 万円以下	18.1%
400 万円超 500 万円以下	14.3%
500 万円超 600 万円以下	9.4%
600 万円超 700 万円以下	5.7%
700 万円超 800 万円以下	3.9%
800 万円超 900 万円以下	2.5%
900 万円超 1000 万円以下	1.6%
1000 万円超 1500 万円以下	2.8%
1500 万円超 2000 万円以下	0.6%
2000 万円超 2500 万円以下	0.2%
2500 万円超	0.2%

(出所) 国税庁(2011)「平成 22 年分 民間給与実態統計調査－調査結果報告－」18 ページを参考に筆者作成。(2012 年 1 月 8 日参照。)

<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2010/pdf/001.pdf>

⁷¹ 国税庁 (2011) 18 ページ参照。

図表 14：基礎的人的控除改革案に基づくシミュレーション概要

	基礎的人的控除	給与所得控除
ケース 1	現行制度（基礎控除と配偶者控除、所得控除 38 万円）	現行制度
ケース 2	配偶者控除廃止（基礎控除のみ、所得控除 38 万円）	現行制度
ケース 3	税額控除化（基礎控除と配偶者控除、各々 3.8 万円）	現行制度
ケース 4	移転型基礎控除（所得控除 38 万円）	現行制度
ケース 5	移転型基礎控除（税額控除 3.8 万円）	現行制度

（注）給与所得控除の現行制度は図表 11 を参照。

図表 15：基礎的人的控除の改革による扶養者の納税額変化（単位：万円）

扶養者収入	ケース1	ケース2		ケース3		ケース4		ケース5	
	現行制度 ①納税額	②納税額	変動額(②-①)	③納税額	変動額(③-①)	④納税額	変動額(④-①)	⑤納税額	変動額(⑤-①)
100	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
150	0.45	2.35	1.90	0.00	-0.45	1.20	0.75	0.00	-0.45
200	2.30	4.20	1.90	0.00	-2.30	3.05	0.75	0.00	-2.30
250	4.05	5.95	1.90	0.25	-3.80	4.80	0.75	1.00	-3.05
300	5.80	7.70	1.90	2.00	-3.80	6.55	0.75	2.75	-3.05
350	7.55	9.45	1.90	5.35	-2.20	8.30	0.75	6.10	-1.45
400	9.50	13.05	3.55	9.25	-0.25	10.75	1.25	10.00	0.50
450	13.25	17.05	3.80	13.25	0.00	14.75	1.50	14.00	0.75
500	17.25	21.05	3.80	18.85	1.60	18.75	1.50	19.60	2.35
550	21.25	26.85	5.60	26.85	5.60	22.75	1.50	27.60	6.35
600	27.25	34.85	7.60	34.85	7.60	30.25	3.00	35.60	8.35
650	35.25	42.85	7.60	42.85	7.60	38.25	3.00	43.60	8.35
700	44.05	51.65	7.60	51.65	7.60	47.05	3.00	52.40	8.35
750	53.05	60.65	7.60	60.65	7.60	56.05	3.00	61.40	8.35
800	62.05	69.65	7.60	69.65	7.60	65.05	3.00	70.40	8.35
850	71.05	78.65	7.60	78.65	7.60	74.05	3.00	79.40	8.35
900	80.05	87.65	7.60	87.65	7.60	83.05	3.00	88.40	8.35
950	89.05	96.71	7.66	97.85	8.80	92.05	3.00	98.60	9.55
1000	98.32	107.06	8.74	108.20	9.88	101.77	3.45	108.95	10.63

（注）小数第 2 位以下は四捨五入。

（出所）筆者作成。

第3章 給与所得控除の検討

ここまで本論文では、基礎的人的控除の現状を明らかにすることによって、それが抱える問題点を指摘してきた。そして、望ましい基礎的人的控除のあり方を検討するために、問題の解決策となるような改革案を示し、それに基づいたシミュレーションを行った。その結果、基礎的人的控除の改革だけでは、所得層の中間層が増税になるなど、「所得の再分配機能の回復」という役割を果たすには不十分であることが分かった。

そこで、本章ではこれまで他の控除と比較して過大だと指摘されてきた給与所得控除について、その概要とそれを巡る議論を検討することによって、あるべき給与所得控除のあり方を考察していきたい。その手段として、給与所得控除の改革案を示し、それに基づいたシミュレーションを行う。この結果から、給与所得控除の改革が納税額に与える影響を分析し、「所得再分配機能の回復」を実現するための制度のあり方を考察したい。

第1節 給与所得控除の概要

給与所得控除の意義	① 勤務費用の概算控除
	② 他の所得との負担調整のための特別控除

給与所得の金額は給与等の収入金額から法定された給与所得控除の額を差し引いた残額となる。給与所得控除の金額は、給与収入がわかれば、自動的に計算される概算経費控除という形式をとっている。現行の控除率は給与収入の大きさに応じて段階的に逡減する形をとっており、また65万円の最低控除保証額が設けられている。従って、図表16から分かるように給与所得控除の給与収入に対する比率は、給与収入の増大に伴って低下する。

給与所得にも他の所得と同様に必要経費が存在することは明らかである。それにもかかわらず、給与所得については事業所得のような実額による経費控除は認められてこなかった。なぜなら、確かに給与所得にも必要経費はあるが、

その範囲と金額について明確な基準を設けることは困難だからだと言える⁷²。そのため、実額控除の代わりに概算経費控除の制度が採用された。

概算控除である給与所得控除の内訳は、勤務費用の概算控除と他の所得との負担調整のための特別控除だと考えられている⁷³。まず勤務費用の概算控除とは、事業所得について実額で必要経費の控除を認めているように、給与所得についてもそれを得るためには一定の支出（経費）が必要であることを認めたものである。しかしそれを実際に支出した額（実額）ではなく、法定の控除額で控除している。そして、他の所得との負担調整のための特別控除を設ける理由を田中（2005）は担税力の調整、捕捉率格差の調整、金利調整⁷⁴の3つ挙げている⁷⁵。

給与収入に対する税額を計算する際に、給与所得控除を補完するものが、特定支出控除である。特定支出控除は、勤務のための必要経費として、給与所得控除を上回る「特定支出」の全額を、給与所得控除に代えて実額で控除する制度である。「特定支出」として認められる支出は、通勤費、転勤に伴う転居費、職務のための研修費および資格取得費、単身赴任者の帰宅旅費の5項目に限定されている。いずれの場合も、給与所得者の証明書が必要である。これらの費用が、給与所得控除の金額を超過した場合、この超過金額が給与所得控除に上乘せされる。ただし、現行の給与所得控除制度における控除額の水準は高いうえ、条件が厳しいため、実際に使われる例は非常に少ない。

⁷² 金子（1991）14～15 ページ参照。

⁷³ 佐藤（2009）168 ページ参照。

⁷⁴ 佐藤（2009）171 ページ参照。

⁷⁵ 田中（2005）64 ページ参照。

図表 16：給与所得控除の給与収入に対する比率（2011年度）

給与収入 (万円)	給与所得控除 (万円)	控除比率 (%)
100	65	65
200	78	39
300	108	36
500	154	31
700	190	27
1,000	220	22
1,500	250	17
2,000	270	14

（出所）諏訪園（2011）93 ページ、藤田（1992）107 ページを参考に筆者作成。

第 2 節 給与所得控除の問題点とその見直し

概算控除である給与所得控除の内訳は、勤務費用の概算控除と他の所得との負担調整のための特別控除だと考えられおり、このような特別控除を設ける理由を上記で挙げた。しかし、近年その性格や水準を巡って様々な議論がある。

税制調査会（2002）では給与所得控除について、「勤務費用の概算控除としての合理的な水準を見極めつつ、縮減を図る方向で検討する必要がある」⁷⁶と述べている。このように給与所得控除が問題となる理由は第一に、給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」の二つの性格を有しているが、就業者に占める給与所得者の割合が約 9 割となっている現状で、「他の所得との負担調整」を認める必要性は薄れてきているということである⁷⁷。第二に、現在の給与所得控除は、マクロ的に見ると、給与収入総額の 3 割程度が控除されているが、実際の給与所得者の必要経費は給与収入の約 6 % であるとの試算もあり、控除額が大きすぎると考えられるというこ

⁷⁶ 税制調査会（2002）9 ページ引用。

⁷⁷ 税制調査会（2011）5 ページ参照。

とである⁷⁸。図表 17 でもわかるように、主要国との比較においてもわが国の給与所得控除は明らかに大きい。

こうした議論を踏まえて、「平成 24 年度税制改正大綱」では、給与所得控除の上限設定と特定支出控除の見直しを提案している。具体的に、給与所得控除の上限設定とは、「給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、また、主要国においても定額又は上限があること等から、給与収入が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については、245 万円の上限を設ける」⁷⁹というものである。また、特定支出控除の見直しとは、就労多様化を踏まえ、現在、特定支出の範囲から除外されているものを、特定支出の範囲に追加するというものである。両者は今後導入される可能性がある。

近年、景気の悪化に伴い、正規雇用者の割合が大幅に低下する一方で、パート・派遣労働者などの非正規雇用者の割合が急増するという雇用形態の多様化が進んでいる。伝統的には、給与所得は資産と勤労が結合した事業所得より担税力が低いと説明されてきた。しかし、長引く不況や不安定な経済状況を考えると、むしろ事業所得者より給与所得者の方が収入等の面で安定していると言える⁸⁰。そのため、現代社会においては、給与所得と事業所得の担税力の伝統的な説明は、もはや適当ではないと考えられる⁸¹。

さらに、藤田（1994）では「給与所得控除は給与収入に関する概算控除という形式をとっているが、単なる経費控除の意図で、これだけの高率の控除が認められていると解釈することはむずかしい」⁸²と述べている。実際に、図表 18 において 1989 年から 2011 年（平成元年から平成 23 年度）における給与所得に対する源泉所得税の推移をみると、給与所得控除額が他の控除額と比較してかなり大きいことがわかる。さらに、諸外国と比較しても給与所得控除の額は多い。諸外国では給付付き税額控除によって低所得者保護されていることもあり、簡単に比較することはできないが、課税ベースの縮小を食い止め、税制の歪みを解消するという観点からみると、税制調査会（2011）が提案するように、給

⁷⁸ 税制調査会（2011） 5 ページ参照。

⁷⁹ 同上 5 ページ引用。

⁸⁰ 田中（2005）66 ページ参照。

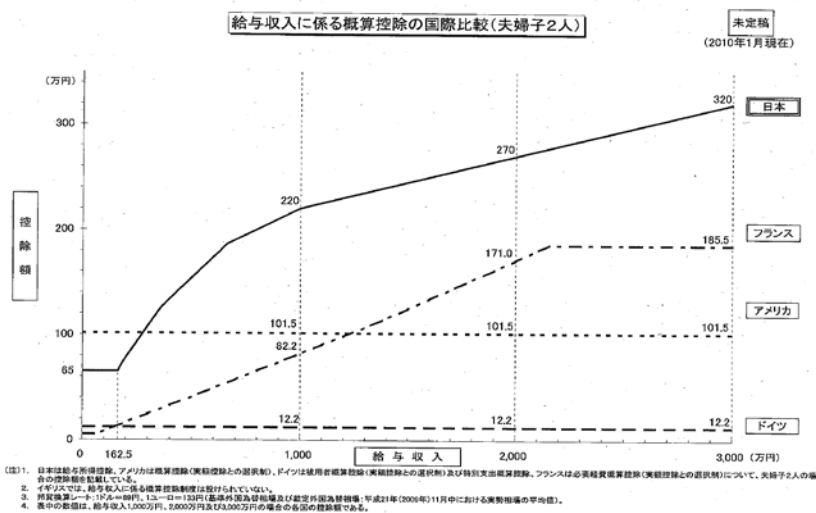
⁸¹ 同上 66 ページ参照。

⁸² 藤田（1994）108 ページ引用。

与所得控除に所得制限を設け、控除額を縮小させるという改正は適当であると考ええる。

制度設計上、給与所得控除額を減額する場合には、他の所得とのバランスを重視することを忘れてはならない。平成17年6月の「個人所得課税に関する論点整理」では捕捉率が給与所得と比較して低い事業所得について「売りあげ、必要経費の記帳に基づく申告納税の趣旨の重要性を再認識する必要がある。簡素な税制を構築する狙いから、事業所得に関しては、実額での必要経費は正しい基調に基づく場合のみを認めることとし、そうでない場合には一定の『概算控除』のみを認めるとの仕組みを導入することも考えられよう」⁸³と述べている。このように給与所得者が所得税納税者の大部分を占めており、所得税の大部分が給与所得からくるため、彼らの意向に背くような結果になることは避けるべきとも考えられる。従って、給与所得控除額の改革には他の所得とのバランスをどのように保つかが課題となる。

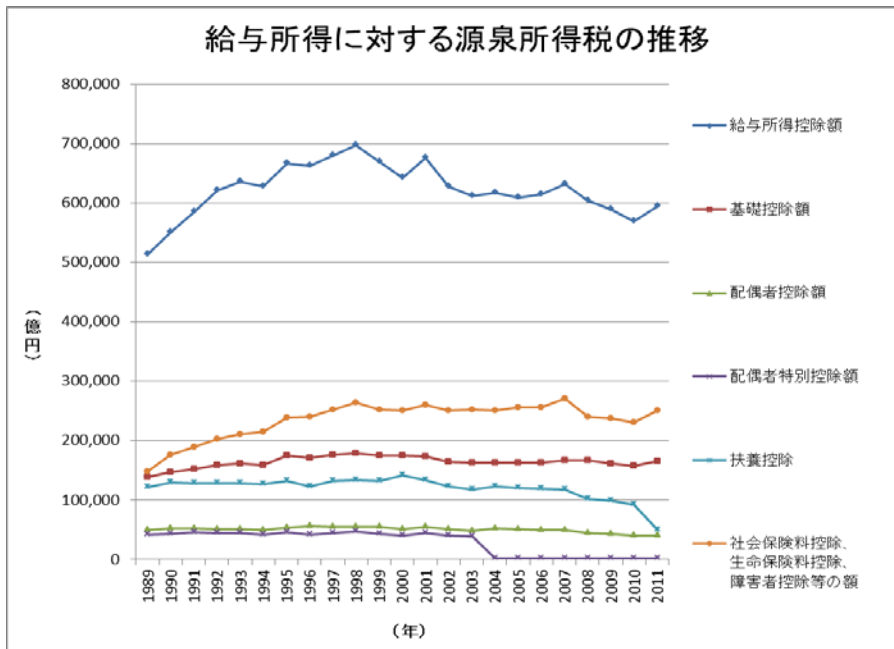
図表 17：給与収入に係る概算控除の国際比較（夫婦子2人）



(出所) 税制調査会専門家委員会 (2010) 「資料 (個人所得税 1)」 30 ページより引用。

⁸³ 税制調査会 (2005) 「個人所得課税に関する論点整理」 4 ページ引用。

図表 18：給与所得に対する源泉所得税の推移



(注) 1989年から2011年(平成元年から平成23年)における源泉所得控除額の推移である。

(出所) 財務省主計局(平成元年～平成23年度)「租税及び印紙収入予算の説明」より筆者作成。

第3節 給与所得控除の改革が納税額に与える影響

ここまで、わが国の給与所得控除を巡る現在の問題状況を明らかにしてきた。本節では、給与所得控除の在り方、さらには今後の方向性を検討するために、給与所得控除改革によって扶養者の納税額がどのように変化するかをシミュレーションによって試算し、再分配効果の検討を行う。

1 給与所得控除改革案に基づくシミュレーション

〈ケース6〉…現行制度（基礎控除と配偶者控除、所得控除38万円）に給与所得控除改革案を適用。

〈ケース7〉…配偶者控除を廃止し（基礎控除のみ、所得控除38万円）、給与所得控除改革案を適用。

〈ケース8〉…基礎控除と配偶者控除を税額控除化し（各々3.8万円）、給与所得控除改革案を適用。

〈ケース9〉…移転型基礎控除（所得控除38万円）を導入し、給与所得控除改革案を適用。

〈ケース10〉…移転型基礎控除（税額控除3.8万円）を導入し、給与所得控除改革案を適用。

図表 19：給与所得控除額の現行制度と改革案（2011年度）

給与収入	現行	改革案
180万円以下の部分	40%	45%
360万円以下の部分	30%	35%
660万円以下の部分	20%	25%
1000万円以下の部分	10%	0%
1000万円超	5%	0%

（出所）諏訪園（2011）89ページを参考に筆者作成。

ここでは、第3章で提案した基礎的人的控除改革案に、図表19で示した給与所得改革案を組み合わせ、納税額を試算したい。シミュレーションの概要は上記の通りであり、それぞれ〈ケース6～10〉と表す。移転型基礎控除制度における基礎控除とは、第3章の議論を踏まえて、「配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止し、すべてのひとに同額の基礎控除」を適用していることを前提としたものとする。

本論文で提案する給与所得控除改革案は、扶養者と年間収入80万円の被扶養者の2人世帯を想定のもと、現行の給与収入660万円以下に適用されている給与所得控除を5%ずつ上乘せし、660万円を超える場合の給与所得控除額については216万円の上限を設けることというものである。(図表19を参照。)

給与所得控除については、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと等から、税制調査会(2011)では「給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限を設けることとする」⁸⁴と提案しており、今後導入される可能性がある。この意見を踏まえて、改革案を設定した。

給与所得控除改革案の設定理由は、第一に、わが国の給与所得者の平均収入は400万円弱であり、それをはるかに超えた収入660万円超の世帯では、必要経費を税制の中で配慮する必要性が少ないと考えたからだ。給与所得の場合、所得獲得のために必要な費用は、企業をはじめとする、雇用者から提供されている場合が多い。そのため、必要経費というのは仕事のために、給与所得者自身が購入した物と考えられ、所得の増加により逡増するとは考えにくい。そのため所得税の所得再分配機能を回復するためには、「平成24年度税制改正大綱」の提案よりも、給与所得控除の上限を低くするべきだと思ったからだ。

第二に、第2章でおこなったシミュレーションにより、基礎控除を税額控除及び移転型税額控除に変更しただけでは、再分配の効果が最も多くの割合を占める所得層の中間層には及ばず、かえってこれらの世帯に対して増税となり問題であることが明らかになった。つまり、基礎的人的控除の改革だけでは、「所得の再分配機能の回復」という役割を果たすには不十分であるといえる。そのため、このシミュレーションでは男性と女性を合計した給与階級別給与所

⁸⁴ 税制調査会(2011)5ページ引用。

得者構成比率が特に高い年間給与額 300 万円超 500 万円以下の者⁸⁵への配慮を手厚くするために上限設定に加えて、現行の給与収入 660 万円以下に適用されている給与所得控除を 5% ずつ上乗せした。

2 給与所得控除改革による効果

以下では、図表 21 を参照しながら、扶養者と年間収入 80 万円の被扶養者の 2 人世帯を想定のもと、基礎控除改革、及び給与所得控除改革が扶養者の納税額にどのような変化をもたらすかを考察する。〈ケース 6～10〉に記載した変動額は現行制度(つまり、ケース 1 で試算された値)の納税額との差額である。つまり〈ケース 6～10〉の納税額が、現行制度と比較してどのように変化したのかを示すことによって改革が与える影響の大きさを表す。

〈ケース 6〉は、現行制度と比較して扶養者の収入が 990 万円未満の世帯で減税、同額以上の世帯で増税になった。つまり、給与所得控除に所得制限をつけると、仮に 660 万円以下部分の給与所得控除額に 5% ずつ上乗せしても、高所得者の税負担を重く、低所得者の税負担を軽くする効果があることがわかる。

〈ケース 7〉は、全世界帯において増税になる。

〈ケース 8〉は、現行制度と比較して扶養者の収入が 545 万円未満の世帯で減税、同額以上の世帯で増税になった。なお、この場合、扶養者の収入が 261 万 5 千円以下の世帯で納税額よりも税額控除額の方が大きくなり、実際は納税額が負の値になっている。本論文では基礎控除を給付付き税額控除にすることは検討していないため、納税額はゼロとしている。つまり、これらの世帯では所得税の納税が免除される

〈ケース 9〉は、現行制度と比較して扶養者の収入が 300 万円以下の世帯で増税、300 万円以上 840 万円未満の世帯で減税、840 万円以上の世帯で増税になった。これは、扶養者の収入が 300 万円以下の場合、移転型基礎控除の導入で二重控除が廃止されたことによる控除額の減少が、給与所得控除の上乗せによる控除額の増加よりも大きくなり、結果的に増税になったと考えられる。

〈ケース 10〉は、現行制度と比較して扶養者の収入が 538 万円未満の世帯で減税、同額以上の世帯が増税になった。なお、この場合扶養者の収入が 238 万

⁸⁵ 国税庁 (2011) 18 ページ参照。

5 千円以下の世帯で納税額よりも税額控除額の方が大きくなり、実際は納税額が負の値になっているが、〈ケース 8〉と同じ理由で納税額はゼロとしている。つまり、これらの世帯では所得税の納税が免除される。

図表 20：基礎的人的控除と給与所得控除改革のシミュレーション概要

	基礎的人的控除	給与所得控除
ケース 1	現行制度（基礎控除と配偶者控除、所得控除 38 万円）	現行制度
ケース 6	現行制度（基礎控除と配偶者控除、所得控除 38 万円）	改革案
ケース 7	配偶者控除廃止（基礎控除のみ、所得控除 38 万円）	改革案
ケース 8	税額控除化（基礎控除と配偶者控除、各々 3.8 万円）	改革案
ケース 9	移転型基礎控除（所得控除 38 万円）	改革案
ケース 10	移転型基礎控除（税額控除 3.8 万円）	改革案

（注）給与所得控除の現行制度については図表 11、給与所得控除改革案については図表 19、所得税率は図表 12 を参照。

図表 21：基礎的人的控除及び給与所得控除の改革による扶養者の納税額変化

（単位：万円）

扶養者収入	ケース1 現行制度	ケース6		ケース7		ケース8		ケース9		ケース10	
	①納税額	⑥納税額	変動額(⑥-①)	⑦納税額	変動額(⑦-①)	⑧納税額	変動額(⑧-①)	⑨納税額	変動額(⑨-①)	⑩納税額	変動額(⑩-①)
100	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
150	0.45	0.33	-0.13	2.23	1.78	0.00	-0.45	1.08	0.63	0.00	-0.45
200	2.30	1.80	-0.50	3.70	1.40	0.00	-2.30	2.55	0.25	0.00	-2.30
250	4.05	3.43	-0.63	5.33	1.28	0.00	-4.05	4.18	0.13	0.38	-3.68
300	5.80	5.05	-0.75	6.95	1.15	1.25	-4.55	5.80	0.00	2.00	-3.80
350	7.55	6.68	-0.88	8.58	1.03	3.60	-3.95	7.43	-0.13	4.35	-3.20
400	9.50	8.50	-1.00	11.05	1.55	7.25	-2.25	9.25	-0.25	8.00	-1.50
450	13.25	11.00	-2.25	14.80	1.55	11.00	-2.25	12.50	-0.75	11.75	-1.50
500	17.25	14.75	-2.50	18.55	1.30	14.75	-2.50	16.25	-1.00	15.50	-1.75
550	21.25	18.50	-2.75	22.30	1.05	21.35	0.10	20.00	-1.25	22.10	0.85
600	27.25	22.25	-5.00	28.85	1.60	28.85	1.60	24.25	-3.00	29.60	2.35
650	35.25	28.75	-6.50	36.35	1.10	36.35	1.10	31.75	-3.50	37.10	1.85
700	44.05	38.25	-5.80	45.85	1.80	45.85	1.80	41.25	-2.80	46.60	2.55
750	53.05	48.25	-4.80	55.85	2.80	55.85	2.80	51.25	-1.80	56.60	3.55
800	62.05	58.25	-3.80	65.85	3.80	65.85	3.80	61.25	-0.80	66.60	4.55
850	71.05	68.25	-2.80	75.85	4.80	75.85	4.80	71.25	0.20	76.60	5.55
900	80.05	78.25	-1.80	85.85	5.80	85.85	5.80	81.25	1.20	86.60	6.55
950	89.05	88.25	-0.80	95.85	6.80	96.93	7.88	91.25	2.20	97.68	8.63
1000	98.32	98.55	0.23	107.29	8.97	108.43	10.11	102.00	3.68	109.18	10.86

（注）小数第 2 位以下四捨五入。

（出所）筆者作成。

3 基礎的人的控除及び給与所得控除改革による再分配効果

本論文では、第3章で行ったシミュレーションの結果、基礎的人的控除の改革だけでは、所得層の中間層が増税になるなど、「所得の再分配機能の回復」という役割を果たすには不十分であることが分かった。そこで、第4章では第3章で行った基礎的人的控除改革に加えて、給与所得控除の改革案を示し、それに基づいたシミュレーションを行った。ここでは、第3章及び第4章の結果から、控除の改革が納税額に与える影響を分析し、「所得再分配機能の回復」にふさわしい制度のあり方を考察する。

上記の結果で特筆すべき点は、基礎的人的控除と併せて給与所得控除を改革すると、現行制度と比較して中低所得者に重点的に減税効果を与えることができるということだ。

具体的には、現行の給与所得控除制度はそのまま、基礎控除を税額控除(3.8万円)に転換すると、扶養者の収入が450万円以下の世帯は現行制度と比べて減税になる。しかし、同時に給与所得控除の改革案を用いると、扶養者の収入が545万円以下の世帯が現行制度と比べて減税になる。

同様に、現行の給与所得控除制度はそのまま、移転型基礎控除を税額控除方式(3.8万円)で導入すると、扶養者の収入が387.5万円以下の世帯は現行制度と比べて減税になる。しかし、同時に給与所得控除の改革案を用いると、扶養者の収入が538万円以下の世帯が現行制度と比べて減税になる。

つまり図表19に示したように、現行の給与収入660万円以下に適用されている給与所得控除を5%ずつ上乘せし、660万円を超える場合の給与所得控除額については216万円の上限を設けることという給与所得控除改革案は、減税になる世帯の収入を引き上げる効果がある。以上のことから、基礎的人的控除の改革だけでは不十分だった「所得再分配機能の回復」は給与所得控除を改革することによって、効果を高められることが分かった。

次に、図表24において、給与所得者の割合が特に多い年収300万円から550万円の世帯における、ケースごとの現行制度と比べた納税額変化を検討する。その結果、基礎控除と配偶者控除を各々3.8万円の税額控除で導入し、さらに給与所得控除の改革案を導入した場合が(つまりケース8の場合)、これらの世帯の納税額に対して最も減税効果があり、再分配効果を図るには最も望まし

い制度になっていると考える。現行の給与所得控除制度のままでは、増税になっていた所得層の中間層に対しても、給与所得控除の改革案を導入することで、減税効果を生じさせることができる。つまり、現行制度よりも中低所得者に対して重点的に減税効果を生み出すことができると言える。

本論文で行ったシミュレーションでは、扶養者と年間収入 80 万円の被扶養者の 2 人世帯を想定している上、人的控除を税額控除化した場合の数値や、現行の給与収入 660 万円以下に適用されている給与所得控除を 5% ずつ上乘せし、660 万円を超える場合の給与所得控除額については 216 万円の上限を設ける、という給与所得控除の改革案には検討の余地があり、考察にあたってそのことに留意する必要がある。しかしながら、以上の結果から、基礎的人的控除と給与所得控除を効果的に改革することによって、支援を必要としている中低所得者に対して税負担を軽減できると言える。また、基礎的人的控除を税額控除化するとその効果は最も大きくなり、この場合従来問題になっている配偶者控除を廃止しなくても、十分効果があると分かった。

図表 22：基礎的人的控除改革及び、給与所得控除改革が納税額に与える影響
(現行制度との比較)

	現行の給与所得控除	給与所得控除改革案 (上限 216 万円)
現行の所得控除制度 (基礎控除と配偶者控除、各々 38 万円)	/	扶養者収入 990 万円 未満の世帯で減税
税額控除制度 (基礎控除と配偶者控除、各々 3.8 万円)	扶養者収入 450 万円 未満の世帯で減税	扶養者収入 545 万円 未満の世帯で減税
移転型基礎控除制度 (税額控除方式) (税額控除 3.8 万円)	扶養者収入 387.5 万 円未満の世帯で減税	扶養者収入 538 万円 未満の世帯で減税

(注) 給与所得控除額改革案は図表 19 を参照。

(出所) 筆者作成。

図表 23：図表 29 で用いたケースの概要

	基礎的人的控除	給与所得控除
ケース 1	現行制度（基礎控除、配偶者控除、各々 38 万円）	現行制度
ケース 3	基礎控除と配偶者控除（各々税額控除 3.8 万円）	現行制度
ケース 5	移転型基礎控除（税額控除 3.8 万円）	現行制度
ケース 6	現行制度（基礎控除、配偶者控除、各々 38 万円）	改革案
ケース 8	基礎控除と配偶者控除（各々税額控除 3.8 万円）	改革案
ケース 10	移転型基礎控除（税額控除 3.8 万円）	改革案

（注）給与所得控除額改革案は図表 19 を参照。

図表 24：収入 300 万～550 万円世帯における納税額変化（万円）

扶養者収入	ケース1 現行制度	ケース3		ケース5		ケース6		ケース8		ケース10	
	①納税額	③納税額	変動額(③-①)	⑤納税額	変動額(⑤-①)	⑥納税額	変動額(⑥-①)	⑧納税額	変動額(⑧-①)	⑩納税額	変動額(⑩-①)
300	5.80	2.00	-3.80	2.75	-3.05	5.05	-0.75	1.25	-4.55	2.00	-3.80
350	7.55	5.35	-2.20	6.10	-1.45	6.68	-0.88	3.60	-3.95	4.35	-3.20
400	9.50	9.25	-0.25	10.00	0.50	8.50	-1.00	7.25	-2.25	8.00	-1.50
450	13.25	13.25	0.00	14.00	0.75	11.00	-2.25	11.00	-2.25	11.75	-1.50
500	17.25	18.85	1.60	19.60	2.35	14.75	-2.50	14.75	-2.50	15.50	-1.75
550	21.25	26.85	5.60	27.60	6.35	18.50	-2.75	21.35	0.10	22.10	0.85

第4章 諸外国における税制との比較

ここまで、わが国における所得控除制度の現状と、その問題点を確認するとともに、基礎控除、給与所得控除を巡る議論を踏まえた改革案のシミュレーションを行うことによって、所得再分配に適した制度設計について考察してきた。

その中で、わが国の財政状態や、社会状況を考えると、控除の税負担軽減効果が所得の高い階層になるほど大きくなるという性質をもたず、低所得階層への経済的支援をより効果的に実施できる税額控除への転換が有効であることを指摘した。実際、OECD 諸国では低所得者への負担軽減政策の観点から、所得控除から税額控除への転換が行われている。また日本でも導入が議論されている給付付き税額控除を採用している国も多い。

そこで本章では、所得税における負担調整を、わが国とは異なる形で採用しているカナダ、イギリス、オランダの3カ国の制度を検証することによって、今後の所得税制度のあり方について考察したい。カナダは他の国に先駆けて、税額控除への転換を積極的に進めてきた。イギリスは所得再分配を重視して、所得控除に所得制限を付している。オランダは、わが国でも注目されている移行型基礎控除制度が導入されている。以上の特徴に特に着目して、議論を進めていきたい。

第1節 カナダの給付なし税額控除制度

カナダは1988年に税率構造のフラット化や課税ベースの拡大を中心とする大きな税制改正が行われた⁸⁶。このとき、所得控除から税額控除への転換が行われた。税額控除化の理由は「累進税率のもとでは、所得控除は高所得者に有利な仕組みであるとの批判に答えるもの」⁸⁷であった。基礎控除、婚姻および子供の扶養に対する税負担軽減の措置をすべて税額控除で行っている。しかし税額控除では課税最低限以下の低所得者保護にはならないため、所得控除、還付型の税額控除、手当など、様々な制度を併用して所得再分配を行っている。ここでは、カナダの給付なし税額控除制度について考察する。

⁸⁶ 鎌倉（2009）116ページ参照。

⁸⁷ 同上116ページ引用。

図表 25：特定年度におけるカナダ個人基礎控除額の変化

単位：カナダドル	1996-1998		2000		2010	
	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除
	Amount	Credit	Amount	Credit	Amount	Credit
基礎控除	6,456	1,098	7,231	1,229	10,382	1,557
配偶者（パートナー）	5,380	915	6,140	1,044	10,382	1,557
障害者扶養控除 （18歳以上）	2,353	400	2,386	406	4,223	633
老年者控除 （65歳以上）	2,482	592	3,531	600	6,446	967
障害者控除	4,233	720	4,293	730	7,239	1086

（出所）Karin Treff, Deborah Ort（2011）を参考に筆者作成。

カナダの税額控除の設定方法は他の国と大きく異なっており、所得控除（Amount）に所得税の最低税率を乗じたものを税額控除（年金所得、教育、教科書、フィットネス控除は除く）と設定している。2010～2012年度の最低税率は15%であるが、この最低税率は毎年変動し、これが高くなればなるほど税額控除額は大きくなる。カナダでは所得控除も景気の変動によって毎年変化させ、物価調整を行っている。この15%は最低生活費に配慮した負担減額であると考えられている。具体的には、図表26で記されているように、例えば2010年度では所得控除（Amount）に2010年度の最低税率15%を乗じた額が税額控除（Credit）の額になっている。

このように所得控除に最低税率を乗じた値を税額控除にする場合は、所得控除で最低生活費に関する考慮を行い、それに最低税率を乗じることによって、最低生活費に配慮した負担を税額から減額しているのである。つまり、この方法では最低生活費を保障するという意味を税額控除に含めることができる。

カナダではこの税額控除設定方法によって、基礎控除、婚姻および子供の扶養に対する税負担軽減の措置を一貫して税額控除で行っている。さらに、大学

などの教育機関の授業料、教育費、教科書代に対し、その人自身に十分な所得がなく所得から控除しきれない控除がある場合は、未控除部分の税額控除を両親、配偶者、パートナー、祖父母に移転することができる⁸⁸。また、請求がない場合には授業料、教育費、教科書控除は無期限に繰り越すことができる⁸⁹。

カナダの制度では、わが国で基礎的人的控除と呼ばれているものから、より細かい扶助費用まで、税額控除で負担軽減されている。その中には、所得制限が付されたものや控除しきれない分を広い範囲の家族に移転できるものが含まれている。これらのことから、税額控除の活用方法の広がりを感じられる。また、税額控除を採用すると、家族間で移転しても移転した者の所得によって控除額が変動しないため、移転型控除を導入しやすいことが理解できる。

カナダの税制は、税額控除の他に、所得控除、給付付き税額控除、手当など様々な制度を併用しているため、大変複雑な制度になっていることは課題である。しかし、わが国でもこのように、税制を利用して社会政策を行おうとする姿勢は、今後さらに重要になると考えられる。その場合、執行面での課題が生じてくる。カナダでは、社会保険番号（Social Insurance Number: SIN）や被扶養者番号（Dependent Identification Number: DIN）を用いるなど、納税者の所得情報や子供を含めた扶養者の情報を把握する手段が整っている⁹⁰。移転型控除を導入する際は、納税者番号制度等の法整備が不可欠である。

⁸⁸ 2010年度においては5,000ドルを上回る額は移転することができない。

⁸⁹ Peter W. Hogg, Joanne E. Magee, Jinyan Li (2010) p.479 参照。

⁹⁰ 税制調査会（2009b）21 ページ参照。

図表 26: 2010 年度カナダの給付なし税額控除

(単位:カナダドル)

控除の種類	所得控除 (Amount)	税額控除 (Credit)
基礎控除	\$10,382	\$1,557
配偶者 (パートナー)・扶養者	\$10,382 (扶養家族の所得によって減少)	\$1,557
介護者	\$4,223 (扶養家族の所得によって減少。上限 \$14,422)	\$633
障害者扶養控除 (17歳以上)	\$4,223 (扶養家族の所得によって減少。上限 \$5,702)	\$633
児童 (18歳以下)	\$2,101	\$315
身体障害者	\$7,239	\$1,085
18歳以下の身体障害者の補助	\$4,223 (子ども、付き添いの費用によって減る。上限\$2,473)	\$633
老年者	\$6,446 (稼得者の所得の15%によって減少する。上限\$32,506)	\$966
年金所得	控除の資格がある所得は最大\$2,000	—
医療費	純所得の3%か\$2,024の小さい方	上限\$303
◎授業料(私学等)	全額	—
◎教育	フルタイム\$400/月・パートタイム \$120/月	—
◎教科書	フルタイム\$65/月・パートタイム \$20/月	—
学生ローン利子	全額	—
年金	全額 (上限\$2,163)	上限\$324
養子縁組	全額 (上限\$10,975)	上限\$1,646
勤労控除	\$1,051	\$157
フィットネス	全額 (上限\$500)	—
公共輸送	全額	—

(出所) Peter W. Hogg, Joanne E. Magee, Jinyan Li (2010) pp.477-478 を参考に筆者作成。

第2節 イギリスの所得控除制度

イギリスはわが国と同様に、基礎控除を所得控除制度で採用している。イギリスの個人所得控除額は、納税者の年齢と各会計期間における総所得によって決定される。

ここでは、イギリスの主要な所得控除である、基礎控除、配偶者控除、障害者控除の3つを取り上げ、制度の概要と現状を検討する。特に、イギリスでは基礎控除が、わが国と比較して高額である代わりに、所得制限の付されている点、わが国で存在意義が常に議論されている、配偶者控除を廃止した点、さらに配偶者控除と障害者控除は移転可能である点に注視していきたい。

図表 27：課税所得に対する所得税率（2011-2012）

課税所得	税率
£ 35,000 未満	20%
£ 35,000 以上 £ 150,000 未満	40%
£ 150,000 以上	50%

（出所）HM Revenue & Customs HP を参考に筆者作成。

<http://www.hmrc.gov.uk/index.htm>（2011年12月26日参照。）

1 基礎控除

イギリスでは基礎控除は所得控除で導入されている。イギリスの所得控除は、基礎控除、配偶者控除、障害者控除といった代表的なもの他に、いくつかがあるのみで、わが国と比較して所得控除の種類が少ない。基礎控除は年齢別に金額が区別されており、所得制限が設けられた逡減型の所得控除になっている。そのため、高所得者の負担が重い制度といえるが、その代り 2010 年度における 1 人あたりの基礎控除は 6,475 ポンドであるように、かなり高額に設定されている。

2010 年度において、イギリスの所得は以下の 3 点が改正された⁹¹。第一に、

⁹¹ Institute for Fiscal Studies (2011) p.76 参照。

収入が 100,000 ポンド以上の場合、1 ポンドにつき 50 ペンスずつ基礎控除が減額していくようになった。もしも収入が 100,000 ポンド以上であるならば、収入が十分高いとして、控除額はゼロになる。100,000 ポンドという所得制限は、年齢に関係なくあてはまる。第二に、150,000 ポンド以上の課税所得への適用税率が 50% になった。第三に、65 歳以上の納税者にも所得制限を設けた。つまり、納税者が 65 歳以上で収入が 24,000 ポンド以上 100,000 ポンド未満である時、基礎控除額 7475 ポンド（2011 年度）になるまで 1 ポンドにつき 50 ペンス減少するようになった。

このように、イギリスの税制は所得再分配機能を重視した設計になっており、基礎控除額をかなり高めに設定しているものの、基礎控除は収入に応じて逡減するように設計されている。つまり、収入が十分に高い場合は年齢にかかわらず、控除自体がなくなるため、高所得者は重い負担を強いられている。

2 配偶者控除

イギリスでは、1990 年に個人単位課税を採用して以降、配偶者控除を所得控除から税額控除へ転換し、最終的に 2000 年に原則廃止された。そして現在はそれに伴う経過措置を取っている。

配偶者(パートナーを含む)控除は、年齢制限があり、納税していないと控除されない。もし、納税していない、もしくは納税額が多くないので、配偶者控除を控除しきれない場合には、納税者である配偶者やパートナーへ控除しきれなかった分を移転することができる。

配偶者控除は 2005 年 12 月 5 日より前に結婚していて、夫婦の片方が 1935 年 4 月 6 日より前に生まれている場合には、その夫婦の夫が配偶者控除を適用できる。配偶者控除額は夫の所得に由来し、このとき認められた配偶者控除の 10% 分を夫の納税額から控除される。もし、夫婦の片方が亡くなったり、離婚したりした場合には、その課税年度の配偶者控除までは適用される。

一方、2005 年 12 月 5 日より後に結婚して、夫婦(パートナーを含む)の片方が 1935 年 4 月 6 日より前に生まれている場合には、配偶者控除は必ずしも夫ではなく夫婦のうち所得の高い人の所得に由来し、所得の高い人から配偶者控除が控除される。これは、イギリスにおいて、課税単位および夫婦の扱いの変

化を反映していると考えられる。

2011 年度における、配偶者控除の上限は 7,295 ポンドで、最低額は 2,800 ポンドである。そしてこれらの控除の 10%分の配偶者控除を受け取ることができる。つまり、少なくとも 280 ポンドから 729.5 ポンドの税金が控除される。イギリスの配偶者控除はカナダの税額控除方式と同様に、所得控除にある一定の税率を乗じたものを税額控除する仕組みを採用している。2011 年度においては、収入が 24,000 ポンド以上になった場合に、配偶者控除と年齢に従った基礎控除は減少するが、2800 ポンドの 10% (280 ポンド) 以下には減少しない。

配偶者控除は、控除を受ける者が納税していない場合、あるいは、控除の全てを使い果たすことができないならば、使っていない控除を配偶者かパートナーへ移すことができる。つまり移転型の控除を税額控除方式で導入している。この使っていない控除を払い戻すことはできない。また、納税者は課税年度の前に移転するかどうかを選択しなければならない。

3 障害者控除

障害者控除の特徴は、他の所得控除と異なり年齢による扱いの変化や所得制限がないことである。

2011 年度の場合、障害者控除の適用が認められれば、基礎控除 7,475 ポンドと障害者控除 1,980 ポンドが控除される。このとき、障害者控除の一部もしくは全部を使い果たすことができないならば、控除しきれなかった分の控除額を配偶者もしくはパートナーへ移すことができる。つまり障害者控除は移転型所得控除を採用していることになる。さらに、もしも配偶者控除を適用することができるのであれば、障害者控除と同時に配偶者控除を配偶者もしくはパートナーへ移すことができる。

図表 28：イギリスの所得控除制度

所得控除	2010-2011	2011-2012	2012-2013
基礎控除 (1)	£ 6,475	£ 7,475	£ 8,105
基礎控除の所得制限	£ 100,000	£ 100,000	£ 100,000
基礎控除 (65 歳～74 歳) (1)(2)	£ 9,490	£ 9,940	£ 10,500
基礎控除 (75 歳以上) (1)(2)	£ 9,640	£ 10,090	£ 10,660
配偶者控除(夫婦の片方が 75 歳以上) (2)(3)	£ 6,965	£ 7,295	£ 7,705
年齢に関する控除の所得制限	£ 22,900	£ 24,000	£ 25,400
配偶者控除の最低額	£ 2,670	£ 2,800	£ 2,960
障害者控除	£ 1,890	£ 1,980	£ 2,100

(備考) (1) 2010 年度から、基礎控除が収入 100,000 ポンド以上のとき 1 ポンドにつき 5 ペンスずつ減額するようになった。これは年齢に無関係に当てはまる。

(2) 2010 年度の場合、(2) に該当する所得控除は、年齢に関する控除の所得制限 (22,900 ポンド) を超えた場合には、1 ポンドにつき 5 ペンスずつ減額される。さらに、2010-2011 年は収入が 100,000 ポンドを超えた場合、基礎控除 (65 歳～74 歳、75 歳以上) は基礎控除額 (6475 ポンド) よりもさらに減額される。

(3) 配偶者控除は税額控除である。配偶者控除の 10% の税負担が軽減される。

(出所) HM Revenue & Customs HP を参考に筆者作成。

<http://www.hmrc.gov.uk/index.htm> (2011 年 12 月 26 日参照。)

4 イギリスにおける税制上の家族の取り扱いについて

イギリスでは、1990 年以前は、夫婦は一つの課税単位として扱われていた。しかし 1990 年の新しいシステム導入に伴い、夫と妻をそれぞれ独立した課税単位にすることになった。つまり世帯単位課税方式から個人単位課税方式へと

移行したのである。しかし、このときは個人単位課税のなかで配偶者控除を設定しており、夫と妻のどちらでも利用することができた。個人単位課税への移行によって、性別による不平等はなくなったが、結婚しているかどうかでは扱いが異なり、不平等を招くようになった。この結果を受けて、1993年から2000年にかけて、配偶者控除等の額を減らしていき、最終的に廃止した。つまり結婚しているか否かによる税制上の区別を取り除いていったといえる。

イギリスでは2002年の「The Tax Act 2002」において、就労促進と子供の貧困の解決を目的とし、税額控除に係る改革が段階的に実施された。具体的には「子ども税額控除」(Child Tax Credit)と「勤労税額控除」(Working Tax Credit)が制定された。両者はいわゆる給付付き税額控除であり、低所得者対象の子育て支援策及び就労支援策としての役割を果たしている。

このように、イギリスの所得税は、この20年間で、結婚している夫婦への支援から子供への支援へと方向転換してきたのである⁹²。わが国でも、将来的にはこのような方向に改革されていくべきではないかと考える。

第3節 オランダの税額控除制度

オランダでは、2001年の所得税改革によって、それまでの総合課税制度を廃止して、資本所得を勤労所得などと分けて課税するという分離課税制度(ボックス・システム)が導入された。このときのもう一つ重要な改革が基礎控除や扶養控除などの所得控除を、全て税額控除(Tax Credit)へと転換したことと、所得税の最高税率の引き下げを行ったことであった⁹³。この際、7個あった所得控除が12個の税額控除に改組された。この改革の理由としては、所得再分配効果の強化、課税ベースの拡大、女性の社会進出の推進などが挙げられる⁹⁴。

オランダの税額控除の特徴として挙げられるのは、“no tax, no gain”の原則に基づき、税と社会保険料の範囲内でのみ税額控除を認めているという点である。

⁹² Institute for Fiscal Studies (2011) p.76 参照。

⁹³ 田近・八塩(2006)103ページ参照。

⁹⁴ 大森(2011)18ページ参照。

つまり、税と社会保険料（年金、長期医療保険等）⁹⁵は一体的に徴収されており、オランダの税額控除は所得税だけでなく社会保険料とも相殺されることが特徴である。これは、全額給付すると、特に低所得者の労働供給に負の影響があるため望ましくないという立場から導入されたものである⁹⁶。大森（2011）は「租税と一緒に徴収される社会保険料が約30%と高率であり、再分配効果は大きいと考えられる。」と述べている⁹⁷。

オランダの税額控除は、一般税額控除、被用者税額控除等から成り立っている。一般税額控除は日本の基礎控除に、被用者税額控除は勤労促進型の給付付き税額控除に相当する。これらは全ての納税者が対象となっている。

オランダでは、配偶者に対する減免措置を講じていないが、その代わりにこの一般税額控除（2011年は年間1,987ユーロ）が移転可能となっている。つまり、一方の配偶者の所得が少なく当該控除を使いきれない場合には、未使用分を他方の配偶者に移転させることができる。いわゆる移転型基礎控除が税額控除方式で導入されているのだ。

オランダが、このように配偶者控除を移転型控除で導入できているのは、そもそもの負担調整が税額控除で行われているためだと言える。税額控除を採用すると、家族間で移転しても移転した者の所得によって控除額が変動しないため、移転型控除を導入しやすいことが理解できる。世帯間の公平の確保や、二重控除の解消の観点から、わが国でも移転型基礎控除導入を巡る議論がある。しかし諸外国の制度を検討すると、この制度の導入には、まず基礎控除を税額控除化する必要があると考える。

オランダでは、給付付き税額控除が社会保険料から徴収されるということも特筆すべき点である。一般的に社会保険料は逆進性があると言われている。オランダの制度の場合、課税最低限以下の貧困層に対して社会保険料を減額して、いわば給付と同じ効果を与え、負担を調整している。

しかし、他国で導入されている、現金給付の給付付き税額控除は、貧困層に

⁹⁵ 短期医療保険及び被用者保険（年金の一部、失業保険等）については一体的に徴収されておらず、税額控除の対象ではない。

⁹⁶ 税制調査会（2009a）5ページ参照。

⁹⁷ 大森（2011）18ページ引用。

給付することに加えて、社会保険制度改革を行い、社会保障の給付水準を引き下げることによって、全体的な逆進性を解消するように制度設計することを目指している。そのため、給付付き税額控除であっても、両制度は大きく異なると考える。もし、わが国で給付付き税額控除を導入するのであれば、社会保障制度や生活保護制度との調整をどのように行うべきか、他の制度との整合性を図るための議論が必要である。

第5章 所得再分配機能回復のための所得控除のあり方

本論文では、ここまで、所得控除を巡る議論を整理することによって、わが国における所得控除制度の問題状況を明らかにしてきた。特に、基礎的人的控除と呼ばれる、基礎控除・配偶者控除・扶養控除に着目し、これらの見直しが納税者に対してどのような影響を与えるのかを、シミュレーションを行って検証した。本章ではその結果を踏まえて、所得控除の改革の今後の方向性を検討したい。

第1節 基礎的人的控除の見直し

充実した社会保障制度を維持し、直面する様々な政策課題を克服するには、それを支える安定財源が不可欠である。所得税は、財源調達に基幹的な役割を担うとともに、所得再分配機能においても重要な役割を果たしている。しかしわが国の所得税は、累次の減税及び、各種控除の拡充が行われた結果、課税ベースが大幅に縮小し、税収確保の問題に加えて、所得税が本来果たすべき財源調達や所得再分配などの機能が低下している。本論文では、所得税の累進性を回復させる改革を行い、基幹税としての機能を取り戻す必要があると考え、ここまで検討を重ねてきた。

「平成 23 年度税制改正大綱」では、個人所得課税の所得再分配機能を回復するために「税率構造の見直しはもとより、高所得者に対しては結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらには、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ」という改革の方向性が示された。近年、人的控除の税額控除化は課税ベースを拡大しながら、限界税率の高い高所得者の負担を相対的に増やす一方、限界税率の低い低所得者ほど負担軽減効果を大きくし、所得再分配機能を強化することができるとして、特に関心を集めている。基礎控除を中心とした基礎的人的控除について、所得控除を用いるのか、税額控除を用いるのかの選択は、結局のところ応能原則を迫及するのか、基礎控除を課税最低限と考えるのかの違いであると考え⁹⁸。わが国では多額の累積債務を抱えている上、高齢化の進行により、社会保障費の拡大が確実であり、その財源をどのように調達するのかが課題となっている。また世

⁹⁸ 阿部（2011）152 ページ参照。

代間格差も広がっており、このような状況を踏まえると、応能原則を優先させる必要がある。そのため、高所得者に結果的に有利になっている所得控除を見直し、税額控除への転換することは有効だと考える。

また本論文では、配偶者控除・扶養控除について、個人単位課税を徹底し「家族の就労に対する中立性」や「世帯単位での税負担の公平」を図る観点から、「移転型基礎控除」の導入についても論じた。仮に、移転型基礎控除を導入する場合も、税額控除を採用すべきだ。その理由は、移転型基礎控除の性質上、税額控除方式で導入した方が、所得再分配を効果的に行うことができる。さらに、控除額を世帯員の誰から控除しても、世帯全体の税負担額は同じ結果となり、制度が簡素化されるためである。第6章で検討した、カナダ、イギリス、オランダで導入されている移転型控除は、ほぼ税額控除であったことから、この制度の導入には、基礎的人的控除の税額控除化が不可欠であることが明らかである。

「所得再分配機能の回復」のための基礎的人的控除の改革を検討した結果、第3章で行ったシミュレーションによって、基礎的人的控除を税額控除及び移転型税額控除に変更しただけでは、再分配の効果が給与所得者の割合が特に多い、給与収入300万円～500万円の所得世帯には及ばず、かえってこれらの世帯に対して増税となることが分かった。本論文で行ったシミュレーションでは、扶養者と年間収入80万円の被扶養者の2人世帯を想定している上、人的控除を税額控除化した場合の数値や改革案には検討の余地がある。しかし、この点を留意しても、基礎的人的控除の改革だけでは、「所得の再分配機能の回復」という役割を果たすには不十分であると言える。そのため、再分配機能を回復させるには、基礎的人的控除の水準及び、他の所得控除に改革を共に行う必要があると考える。

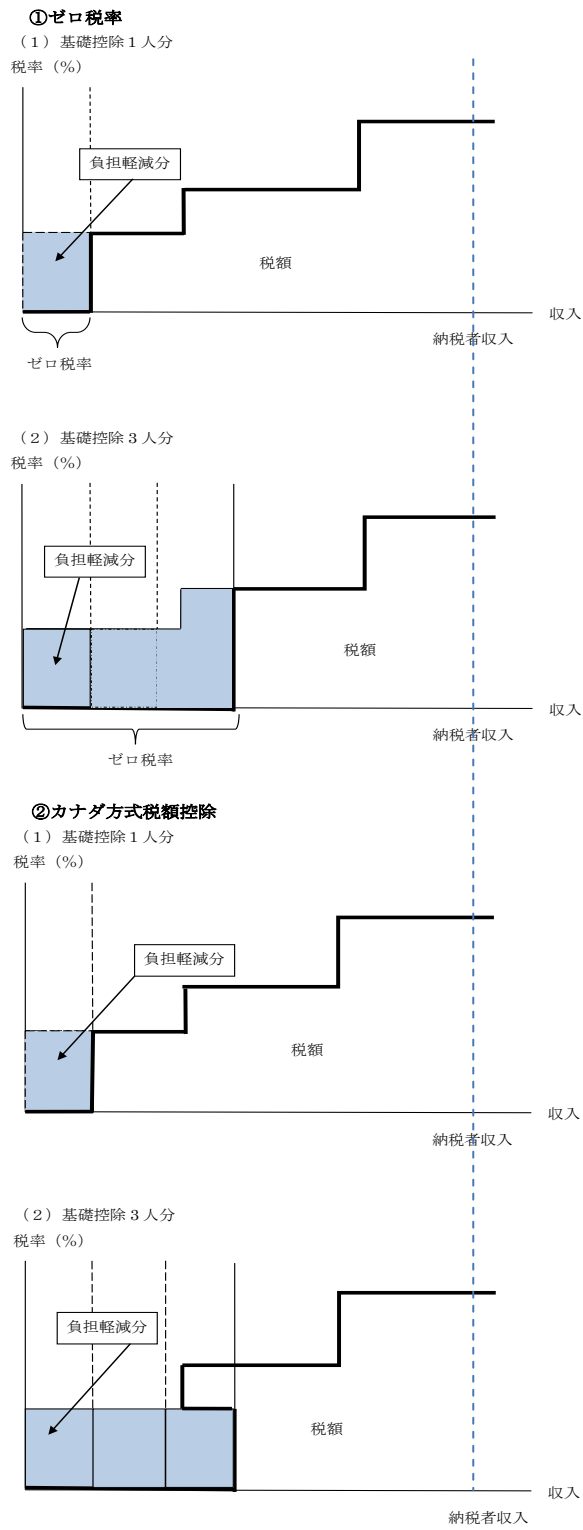
本論文では、基礎控除を税額控除化する場合、税額控除の設定方法が複数あることを紹介した。負担調整の方法として、金子（2011）鎌倉（2009）は税率表に第一税率としてゼロ税率を採用する方法を提唱している。その理由として、この方法では税額控除を採用するよりも「最低生活費の控除」の機能と関連づけたまま税額控除と同様の効果が得られることを挙げている。

しかし、ゼロ税率を採用した場合、図表29に示したように、家族の数によ

って適用される控除額が異なり、複数の税率表を作る必要がある。また、適用される控除額によっては、第一税率を超え、第二税率にまで影響を及ぼす可能性がある。例えば、わが国の現行の所得税制度で考えてみると、第一税率5%は195万円以下の所得に適用される。しかし、第一ブラケットの幅が狭いため、扶養者が多数いる場合には第一税率を超えてしまう可能性がある。つまり、第一税率をゼロ税率にするという方法では、必ずしも税額控除と同様の効果をもたらせることはできない。

このような状況を考えると、ゼロ税率を適用する方法よりも、カナダで適用されているような、所得控除を用いて税額控除を設定する方が良いと考える。この制度の利点は3点考えられる。第一に、この方法によると、家族の人数に関わらず、最低税率分の税額控除が適用されるため、公平性が保たれる。第二に、所得控除制度のように課税ベースを浸食することなく、一人一人が控除できる税金の額が平等になる。第三に、税額控除を固定化するよりも、最低生活費に配慮した負担軽減を行えるため、最低生活費を保障するという意味を税額控除に含めることができる。従って、仮に人的控除を税額控除へ転換する場合には、カナダ型の税額控除を導入すると、現行制度に比較的馴染みやすいと考える。

図表 29：ゼロ税率制度・カナダ型の税額控除制度の比較



(出所) 筆者作成。

第2節 給与所得控除の見直し

「平成 24 年度税制改正大綱」では所得税について、雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、所得再分配機能等を回復するため、社会保障と税一体改革において、税率構造を含む改革を進める必要がある⁹⁹としている。わが国の給与所得控除は、給与収入に応じて逡増的に控除が増加していく仕組みとなっており、上限はない。しかし、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと等を踏まえ、給与所得控除額に上限を設けることを提案している。さらに金子（2009）は給与所得控除の性格が曖昧であることに触れ、給与所得控除を「もう一度整理して、はたして給与所得控除として求めておいていい金額はどのくらいかということ、実証的に検討してみるべき」¹⁰⁰だとし、給与所得控除を減額し、それを人的控除の増額に充てることを提案している。

本論文では、第2章で行ったシミュレーションの結果、基礎的人的控除の改革だけでは、所得層の中間層が増税になるなど、「所得の再分配機能の回復」という役割を果たすには不十分であることが分かった。そこで、第3章では第2章で行った基礎的人的控除の改革に加えて、給与所得控除の改革案を示し、それに基づいたシミュレーションを行った。その結果、現行の給与収入660万円以下に適用されている給与所得控除を5%ずつ上乘せし、660万円を超える場合の給与所得控除額については216万円の上限を設けることという給与所得控除の改革は、基礎的人的控除の改革だけでは不十分だった再分配効果を生むことが分かった。

論文で行ったシミュレーションでは、扶養者と年間収入80万円の被扶養者の2人世帯を想定している上、人的控除を税額控除化した場合の数値や、給与所得控除の改革案には検討の余地がある。

この点に留意した上で、給与所得者の割合が特に多い年収300万円から550万円の世帯における納税額変化に注目すると、基礎的人的控除の税額控除化により増税になっていた、給与収入450～545万円世帯に対して、基礎的人的控除の改革案と同時に給与所得控除の改革案を導入することで、減税効果を生む

⁹⁹ 税制調査会（2011）5ページ参照。

¹⁰⁰ 金子（2009）5ページ引用。

ことができることが分かった。

また、この給与所得控除の改革案を採用した場合、基礎的人的控除が現行制度のままだと、給与収入 600～700 万円世帯に最も高い減税効果を生むことになるが、それと同時に基礎的人的控除を税額控除化することによって給与所得者の構成比率が高い、収入 250～350 万円世帯へ最も高い減税効果を生む。

以上の結果から、基礎的人的控除と給与所得控除の制度設計を効果的に改革することによって、支援を必要としている中低所得者層に対して税を配分することができると言える。また、再分配効果は基礎的人的控除を税額控除化した場合に最も大きくなり、この場合、従来問題になっている配偶者控除を廃止しなくても、十分効果があるということも言える。

わが国の財政の現状は、歴史的円高や欧州債務危機の影響で、一層厳しさを増している。そのため、財源を効果的に徴収し、再分配していくことが必要である。このような状況を踏まえると、所得税の制度設計上、最低生活費保障よりも応能原則を優先させ、高所得者に結果的に有利になっている所得控除制度を見直し、人的控除を税額控除へ転換することが求められる。また給与所得控除は制度設計上、他の所得とのバランスを重視することを忘れてはならない。しかしながら、本論文で提案した給与所得控除改革案のように、控除の上乗せと上限設定を同時に行うことによって、給与所得者の構成割合が比較的高い層に対して減税効果を生むことができるため、有効な手段だと考える。

おわりに

本論文では、所得税の構造改革の論点の中で、所得控除を取り上げ、その問題点と今後の改革の方向性を検討した。特に基礎的人的控除と呼ばれる、基礎控除・配偶者控除・扶養控除と給与所得控除の見直しが納税額に与える影響を、シミュレーションを通して試算し、所得控除改革による再分配効果を検討の上、時代の変化に適合した、所得控除制度のあり方を考察した。

その結果、基礎的人的控除の税額控除化と給与所得控除の上乗せと上限設定という両者の改革を組み合わせることにより、「所得再分配効果の回復」が実現できることが明らかになった。特にこの場合、給与所得者の構成比率が最も高い、中間層以下の世帯に効果的減税することができるため、有効だと考える。

急速に進む少子高齢化のもとで安心できる社会保障制度を再構築することが日本の経済社会にとって最も重要な政策課題であることは論をいとまない。充実した社会保障制度を維持するためにはそれを支える安定財源が不可欠である。しかし、不本意な増税は近年深刻化している格差を拡大させる恐れがある。そこで政府が打ち出したのが「社会保障と税の一体改革」である。しかしこの政策が真に効果的なのか、疑問を感じる。

消費税の増税が規定路線となっているかの論調は、早急に安定的な財源を国民から求めようとする政府の思惑を感じずにはいられない。近年の税制改革では、当面の財政危機の克服と「現行制度の持続可能性」を強調しながら、ひたすらに収支尻を調整する近視眼的な調整が重ねられてきた。日本では少子高齢化に歯止めがかかる様子はなく、これからさらに公的年金・医療制度改革における給付削減・負担増が予想される。こうした状況の中で、税負担の公平、特に垂直的公平の確保を図る機能を担う、所得税の抜本的改革が何よりも求められていると考える。そのため、所得税の税負担を決める所得控除を再考することは、わが国の税制改革において現実的かつ意味のあることだと感じる。

「社会保障と税の一体改革」は格差是正や低所得者保護の役割を担うとして注目されているが、所得税による再分配機能や財源調達機能が低下した状態でこれを導入すると、効果が不十分となる可能性も高い。また、給付付き税額控除を導入する場合、生活保護費との整合性をどのように配慮するかが課題とな

る。そのため、基礎的人的控除を税額控除化したとしても、当該控除はあくまで、最低生活費に配慮した負担を納付税額から減額する役割を担うべきであり、低所得者保護という理由だけで基礎的人的控除に給付付き税額控除を採用するべきではないと考える。

わが国の緊迫した財政状態を考えると、財源を効果的に徴収し、再分配していくことが必要である。そのため、所得税の制度設計上、高所得者に結果的に有利になっている所得控除を見直し、税額控除への転換が求められると考える。また給与所得控除を他の所得とのバランスを重視しながら改革することによって、所得税の再分配効果を高めることができるため、今後見直す必要があると考える。

政府は、日本の危機的状況を直視した財政再建政策を打ち出す必要がある。一時的な効果を求めるのではなく、現役世代や次世代が重荷を一身に背負うことなく生活を営むことができるように、所得再分配のあり方を総合的に考慮した、適正な制度の構築が進むことを期待したい。

参考文献

- 青木玲子・Rhema Vaithianatan (2010)「少子化と世代間所得分配の政治経済学」『経済研究』第 61 巻第 2 号 117～153 ページ。
- 浅野洋 (2008)「税制から社会保障制度への新たな視点『所得控除額の繰越控除制度を創設すること』」『税研』第 23 巻第 6 号 82～85 ページ。
- 阿部徳幸 (2011)「『控除から手当へ』の税制改革についての検討」『税制研究』第 59 巻第 19 号 150～159 ページ。
- 新井隆一 (2010)「『子ども手当』と『扶養控除』」『税研』第 25 巻第 5 号 12 ページ。
- 飯野靖四 (1993)「税制における男女の不平等」『女性と社会保障』東大出版会。
- 池上岳彦 (2006)「税制改革のあるべき姿について」『税研』第 22 巻第 2 号 23～29 ページ。
- 池上岳彦 (2009)「学者が斬る(420)所得税・消費税の公平な抜本改革を」『エコノミスト』第 87 巻第 40 号 46～49 ページ。
- 池上岳彦 (2011a)「カナダの個人所得税における還付型税額控除」『立教経済学研究』第 64 巻第 3 号 23～50 ページ。
- 池上岳彦 (2011b)「所得税と税額控除—カナダの連邦税と州税を事例として—」第 523 回地方財政研究会、(地方財務協会。2 月 15 日) 報告資料 (未公刊)
- 池上岳彦 (2011c)「カナダにおける社会保障制度と税制」『健保連海外医療保障』第 91 号 28～36 ページ。
- 一圓光彌 (2011)「イギリスにおける社会保障と税制」『健保連海外医療保障』第 90 号 9～16 ページ。
- 埋橋孝文 (2007)『ワークフェア—排除から包摂へ?』法律文化社。
- 遠藤みち (1997a)「配偶者控除を考える—高齢社会に向けて所得控除のあり方とともに—」『税経通信』第 52 巻第 8 号 49～54 ページ。
- 遠藤みち (1997b)「配偶者控除を考える (2・完) —高齢社会に向けて所得控除のあり方とともに—」『税経通信』第 52 巻第 10 号 50～56 ページ。

- 遠藤みち（2002）「配偶者控除廃止の代替案と児童手当一人的所得控除は基礎控除と扶養控除一」『税経通信』第 57 巻第 13 号 202～208 ページ。
- 大熊一郎・地主重美編（1984）『福祉社会への選択』勁草書房。
- 大森正博（2011）「オランダの社会保障と財政」『健保連海外医療保障』第 91 号 15～27 ページ。
- 大蔵省財政金融研究所編『財政金融統計月報』各年版 国立印刷局。
- 大蔵省主税局編（1988）『所得税百年史』大蔵省主税局。
- 小川正雄（2010）「民主党・税制改革大綱と給付付き税額控除」『税制研究』第 57 号 88～94 ページ。
- 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫（2006）『日本の所得分配』東京大学出版会。
- 尾畑葉子（2006）「わが国現行所得税における課税単位の検討」『日本大学大学院 法学研究年報』第 36 号 317～365 ページ。
- 貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所（2008）『人口減少社会の社会保障制度改革の研究』中央経済社。
- 上村敏之（2008）「『税と社会保障の一体改革』に不可欠な視点」『税務弘報』第 56 巻第 4 号 105～111 ページ。
- 金子宏（1991）「所得税制改革の方向」『所得課税の研究』有斐閣 1～34 ページ。
- 金子宏（1995）『所得概念の研究』有斐閣。
- 金子宏（1996）『課税単位及び譲渡所得の研究』有斐閣。
- 金子宏（2001）『所得税の理論と課題』税務経理協会。
- 金子宏（2003）「総説—所得税における所得控除の研究」『所得控除の研究』日税研論集 第 52 号 3～24 ページ。
- 金子宏（2004）「所得税制の構造改革—少子・高齢化社会と各種控除の見直し」『ジュリスト』第 1260 号 235～241 ページ。
- 金子宏（2009）「個人所得課税の基本概念 所得税の構造上の問題点の検討と所得税制度の改革の動向--OECD 租税政策研究シリーズ 13 号『個人所得税の抜本的改革』（2006 年）の紹介と検討」『税研』第 24 巻第 4 号 82～122 ページ。
- 金子宏（2010）『所得税・法人税の理論と課題』日本租税研究協会編。

- 金子宏・谷口 勢津夫・増井 良啓（2009）「PERSON 所得税の過去・現在・未来」『税研』第 24 巻第 6 号 1～13 ページ。
- 金子宏（2011）『租税法 第 16 版』弘文堂。
- 鎌倉治子（2009）「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除—給付付き税額控除を視野に入れて—」『レファレンス』第 706 号 103～130 ページ。
- 小西砂千夫（1997）『日本の税制改革』有斐閣。
- 駒村康平編（2010）『最低所得保障』岩波書店。
- 酒井克彦（2009）「配偶者控除及び配偶者特別控除についての一考察（上）」『税務弘報』第 57 巻第 14 号 95～101 ページ。
- 酒井克彦（2010）「配偶者控除及び配偶者特別控除についての一考察（下）」『税務弘報』第 58 巻第 1 号 175～181 ページ。
- 佐々木潤子（2010）「基礎的な人的控除のあり方—課税最低限を前提として—」『税法学』第 563 号 203～214 ページ。
- 佐藤進（1979）『日本の税金』東京大学出版会。
- 佐藤進・宮島洋（1990）『戦後税制史（第二増補版）』税務経理協会。
- 佐藤英明（2003）「配偶者控除および配偶者特別控除の検討」『所得控除の研究』日税研論集 第 52 号 133～159 ページ。
- 佐藤英明（2009）『スタンダード所得税法』弘文堂。
- 社会保障研究所（1993）『女性と社会保障』東京大学出版会。
- 女性の能力発揮促進のための税制のあり方研究会（1996）『女性の能力発揮促進のための税制のあり方研究会報告書』。
- 神野直彦・井手英策編（2006）『希望の構想』岩波書店。
- 神野直彦・池上岳彦編著（2009）『租税の財政社会学』税務経理協会。
- 財務省主計局（1989～2011）『税制改正の要綱 租税及び印紙収入予算の説明』各年版。
- 諏訪園健司（2011）『図説 日本の税制』財経詳報社。
- 関口智（2008）「日本の所得税・最適課税論・スウェーデンの二元的所得税：勤労所得と資本所得の視点」『税研』第 24 巻第 1 号 16～29 ページ。
- 高山憲之・白石浩介（2010）「米国型 EITC の日本への導入効果」『経済研究』第 61 巻第 2 号 97～116 ページ。

- 田近栄治・八塩裕之（2006）「税制を通じた所得再分配」『日本の所得分配』
東京大学出版会 85～110 ページ。
- 田近栄治、八塩裕之（2008）「所得税改革—税額控除による税と社会保険料負担の一体調整—」『季刊 社会保障研究』第 44 巻第 3 号 291～306 ページ。
- 田近栄治、八塩裕之（2009）「格差是正と税額控除制度」『税研』第 24 巻第 6 号 32～38 ページ。
- 田中治（2011）「個人所得課税における所得控除と税額控除—その仕組みをめぐる問題—」『同志社法学』第 62 巻第 5 号 1～30 ページ。
- 田中康男（2005）「所得控除の今日的意義—人的控除のあり方を中心として—」『税務大学校論叢』第 48 号。
- 谷口勢津夫（2009）「個人所得課税の基本概念 人的控除」『税研』第 25 巻第 1 号 86～119 ページ。
- 玉井金吾・久本憲夫（2008）『少子高齢化と社会政策』法律文化社。
- 注解所得税法研究会編（2004）「注解所得税法」大蔵財務協会。
- 土居丈朗（2011）「社会保障の財源問題」『ジュリスト』第 1414 号 187～192 ページ。
- 土居丈朗（2010a）『日本の税をどう見直すか？』日本経済新聞出版社。
- 土居丈朗（2010b）「子ども手当導入に伴う家計への影響分析—JHPS を用いたマイクロシミュレーション—」『経済研究』第 61 巻 第 2 号 137～153 ページ。
- 内閣府男女共同参画局(2010)『平成 22 年度男女共同参画白書』
- 内閣府男女共同参画局(2011)『平成 23 年度男女共同参画白書』
- 中村良広（2011）「『持続可能な社会』と税制—配偶者控除見直し問題ふれて」『生活経済政策』第 171 号（通号 587 号）12～17 ページ。
- 鳴島安雄（2009）「所得税の財源調達機能と所得再分配機能のあり方についての一考察」『税務大学校論叢』第 61 号。
- 日本財政学会編（2009）『少子高齢化社会の財政システム』有斐閣。
- 日本総合研究所 調査部 経済・社会政策研究センター編（2003）『税制・社会保障の基本構想』日本評論社。

- 沼尾波子（2008）「世帯構成と税負担のあり方」『税研』第 24 巻第 1 号 30～36 ページ。
- 野口悠紀雄（1989）『現代日本の税制』有斐閣。
- 林健久（1965）『日本における租税国家の成立』東京大学出版会。
- 林正寿（2007）『アメリカの税財政政策』税務経理協会。
- 馬場義久（2005）「所得税制改革における控除制度の再検討」『税務弘報』第 53 巻第 5 号 8～15 ページ。
- 藤田晴（1992）『所得税の基礎理論』中央経済社。
- 星野泉（2008）「課税ベースと税率構造のあり方」『税研』第 24 巻第 1 号 37～43 ページ。
- 益子良一（2010）「所得税・改革の方向性の考察—社会保障・税共通の番号制度導入と給付付き税額控除等の問題点」『税制研究』第 57 号 102～108 ページ。
- 松原有里（2011）「所得税における損失」『税研』第 27 巻第 2 号 20～26 ページ。
- 水野忠恒・植田卓・佐藤英明（2000a）「税務審議『基礎的人的控除の簡素化』」『税研』第 16 巻第 2 号 71～78 ページ。
- 水野忠恒・植田卓・佐藤英明（2000b）「税務審議『基礎的人的控除の簡素化』」『税研』第 16 巻第 3 号 60～64 ページ。
- 宮島洋（1986）『租税論の展開と日本の税制』日本評論社。
- 宮島洋（2003）『消費課税の理論と課題』税務経理協会。
- 宮島洋（2009）「社会保障と税制—論点整理と問題提起—」国立社会保障・人口問題研究所編 『社会保障財源の制度分析』東京大学出版会。
- 森信茂樹（2007）『抜本的税制改革と消費税』大蔵財務協会。
- 森信茂樹（2008）『給付付き税額控除—日本型児童税額控除の提言—』中央経済社。
- 森信茂樹（2009）「先進国の標準税制としての給付付き税額控除」『税研』第 24 巻第 6 号 22～31 ページ。
- 森信茂樹（2010）「給付付き税額控除の具体的設計」『税経通信』第 65 巻第 4 号 33～41 ページ。

矢野秀利（2009）「ベーシック・インカムと社会保障への影響」関西大学『社会学部紀要』第40巻第2号 71～94 ページ。

〈答申、資料等〉

厚生労働省（2011）「平成22年賃金構造基本統計調査（全国）」。

税制調査会（2000）「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた参加と選択—」7月。

税制調査会（2002a）「あるべき税制の構築に向けた基本方針」6月。

税制調査会（2002b）「平成15年度の税制改革についての答申」12月。

税制調査会（2003）「平成16年度の税制改正に関する答申」12月。

税制調査会（2005）「個人所得課税に関する論点整理」6月。

税制調査会（2009a）「政府税制調査会海外調査報告（ドイツ、イギリス、オランダ）」税制調査会第5回スタディグループ提出資料 8月6日。

税制調査会（2009b）「政府税制調査会海外調査報告（アメリカ、カナダ）」税制調査会第5回スタディグループ提出資料 8月6日。

税制調査会（2009c）「最近の政府税調等の動向」10月。

税制調査会（2009d）「平成22年度税制改正大綱」12月。

税制調査会（2010）「平成23年度税制改正大綱」12月。

税制調査会専門家委員会（2010）「資料（個人所得税1）」第8回専門家委員会（10月19日）提出資料。

税制調査会（2011）「平成24年度税制改正大綱」12月。

男女共同参画会議影響調査委員会（2001）「第三回影響調査専門委員会議事録」7月。

男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会（2011）「第三回女性と経済ワーキング・グループ」4月。

内閣府（2001）「1990年代における所得税改革の効果について」内閣府政策統括官 政策効果レポート No9。

〈英語文献〉

Gruber, Jonathan (2010) *Public Finance and Public Policy Third Edition*.

New York: Worth Publishers.

Head John G. and Richard Krever (2009) *Tax Reform in the 21st Century*.

New York: Kluwers.

Hogg, Peter W., Joanne E. Magee, and Jinyan Li (2010) *Principles of*

Canadian Income Tax Law, 7th Edition. Toronto: Carswell.

Institute for Fiscal Studies (2010) *Dimensions of Tax Design The Mirrlees*

Review. Oxford: Oxford University Press.

Institute for Fiscal Studies (2011) *Tax by Design, The Mirrlees Review*.

Oxford : Oxford University Press.

Treff ,Karin, and Deborah Ort (2011) *Finances of the Nation 2010*. Toronto :

Canadian Tax Foundation.

〈参考URL〉

HM Revenue & Customs HP

<http://www.hmrc.gov.uk/index.htm> (2011年12月26日参照。)

Canada Revenue Agency HP

<http://www.cra-arc.gc.ca/menu-e.html> (2012年1月10日参照。)

厚生労働省

「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の概要」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/dl/h23_gaiyou.pdf

(2011年12月26日参照。)

国税庁ホームページ 「統計情報」

<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/tokei.htm>(2012年1月8日参照。)

財務省ホームページ「人的控除の概要（所得税）」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/045.htm (2011年12月20

日参照。)